

全員協議会資料

盛岡市地域防災計画の見直し案について

平成 24 年 2 月 15 日

総務部

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で明らかになった課題等を踏まえて、盛岡市地域防災計画の見直しを実施する。

見直し案の概要は次のとおり。

※カッコ内は修正を実施する節番号である。なお、節番号は現行計画の節番号であること。

1 避難に関すること

① 避難場所等の見直し（本編第 2 章第 5 節、震災対策編第 2 章第 4 節）

- ・避難場所の名称のうち、火災の輻射熱等から避難者の安全を確保できる空地である「指定避難場所」、「広域避難場所」を、空地であることを市民が分かりやすいように、「指定避難広場」、「広域避難広場」に名称を変更すること。
- ・現在指定している災害時要援護者収容避難場所を通常の収容避難場所とし、避難の長期化が予想される場合に、収容避難場所の中から畳のある施設を災害時要援護者収容避難場所として利用することにすること。
- ・福祉避難所についての記載を行ったこと。

② 避難方法等の知識の普及（本編・震災対策編第 2 章第 1 節）

- ・児童・生徒に対する防災知識の教育において、家族間で避難の仕方を決めておく等避難等に関する心得の普及を行うこととすること。

③ 避難計画（本編第 2 章第 5 節、震災対策編第 2 章第 3 節）

- ・避難計画の作成では、避難は原則徒歩によるものとともに、避難場所までの距離や災害時要援護者の有無などによりやむを得ず自動車を利用する場合にあっては、安全・確実な方策を講じることとすること。
- ・避難支援従事者の危険回避のために、避難誘導に係る行動ルール等を避難計画に定めることとしたこと。

④ 避難勧告等発令時刻の配慮（本編・震災対策編第 3 章第 15 節）

- ・避難勧告の発令に際しては、できる限り日没までに避難が完了できるように、その発令の時間帯に配慮すること。

⑤ 避難の長期化に応じた避難所環境の整備（本編第 2 章第 5 節、震災対策編第 2 章第 4 節）

- ・避難の長期化に応じ入浴施設等の環境整備を図ることとすること。

⑥ 避難所管理運営体制の計画策定（本編第 2 章第 2 節・第 5 節、震災対策編第 2 章第 2 節・4 節）

- ・避難所の管理運営体制をあらかじめ定めておくようによること。

・災害の態様、規模によっては、対応する職員が避難所にすぐ到着できない又は配置できないことも考えられることから、市との連絡途絶や避難所の管理者の判断により運営できるようするとともに、自主防災組織等による自主的な避難所の運営についての訓練を促進するものとすること。

⑦ 帰宅困難者に対する支援（本編第3章第15節、震災対策編第3章第15節）

・災害の発生により、自力で帰宅が極めて困難となったものに対し、必要な情報の提供を行うほか、避難所の提供、帰宅のための支援を行うこととすること。

⑧ 避難者の愛玩動物に関すること（本編第3章第15節・16節、震災対策編第3章第15節・第16節）

・避難者が愛玩動物を連れていた場合に、その受入れについて留意するようにしたこと。

・愛玩動物を受け入れた場合の対応についての記載を追加したこと。

2 情報：通信に関すること

① 情報通信事業者の支援（本編第3章第5節、震災対策編第3章第4節）

・情報通信事業者に対して、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に対する支援を行うよう求めることにしたこと。

② 広報の方法の追加（本編第3章第5節、震災対策編第3章第4節）

・広報の方法について携帯端末に配信できるサービス（エリアメール）を含むこととしたこと。

3 物資に関すること

① 食料・生活必需品等の備蓄に関する計画（本編第2章第11節、震災対策編第2章第10節）

・市、市民並びに事業所のそれぞれで備蓄を推進するとともに、食料のみならず熱源等についても備蓄を推進すること。

② 避難所の物資の需要の把握（本編第3章第19節、震災対策編第3章第19節）

・避難所における物資の需要を隨時把握し、必要な物資の種類、数量等の把握に努めること。

③ 緊急輸送体制の整備（本編第2章第11節、震災対策編第2章第10節）

・運送事業者等関係団体との応援協定締結により、緊急輸送体制の整備を行うこと。

④ 在宅生活困難者に対する支援（本編第3章第15節、震災対策編第3章第15節）

・避難所に収容されてはいないが、在宅で物資等がなく生活が困難となっている者の把握に努めるとともに、支援を行うこととすること。

4 災害時における業務の継続性の確保に関すること

- ・災害時における市の重要業務の継続性を確保するため、業務継続計画の策定を行うこととしたこと。（本編第2章第24節、震災対策編第2章第19節）

5 仮設住宅に関すること

- ① 応急仮設住宅建設に際しての地域性の考慮（本編第3章第21節、震災対策編第3章第22節）
 - ・応急仮設住宅の建設に際しての資材の調達に当たり、寒冷地であることを考慮したうえでの発注を行うこととしたこと。

- ② 入居決定の際の留意事項
 - ・入居決定に際しては、地域のコミュニティの維持に留意することとしたこと。

その他関係法令の改正に伴う修正や、所要の修正を実施する。

今後の見直しに係る予定について

平成24年2月15日	市議会全員協議会
平成24年2月20日頃～	パブリックコメント
3月10日頃	
平成24年3月10日頃～	修正作業
3月下旬	
平成24年3月27日	防災会議

地域防災計画修正に係る新旧対照表
(本編)

目次	節名	頁
第1章 総則		
第5節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	1-1
第6節	盛岡市の概況	1-2
第7節	盛岡市の災害発生状況	1-4
第2章 災害予防計画		
第1節	防災知識普及計画	2-1
第2節	自主防災組織等育成計画	2-2
第3節	防災訓練計画	2-3
第5節	避難対策計画	2-4
第10節	ライフライン施設等安全計画	2-9
第11節	生活関連物資等の確保計画	2-10
第14節	雪害予防計画	2-12
第17節	火災予防計画	2-13
第24節	防災活動体制の整備計画	2-14
第3章 応急対策計画		
第1節	活動体制計画	3-1
第4節	情報の収集・伝達計画	3-2
第5節	広報広聴計画	3-3
第6節	交通確保・輸送計画	3-4
第11節	相互応援協力計画	3-5
第12節	自衛隊災害派遣要請計画	3-9
第13節	ボランティア活動計画	3-10
第14節	災害救助法適用計画	3-12
第15節	避難・救出計画	3-15
第16節	医療・保健計画	3-16
第17節	災害時要援護者の対応計画	3-17
第19節	食料・生活必需品供給計画	3-19
旧第20節	削除	3-38
第20節(旧21節)	応急仮設住宅の建設及び応急修理計画	3-39
第22節(旧23節)	廃棄物処理・障害物除去計画	3-40
第25節(旧26節)	文教対策計画	3-42
第28節(旧29節)	ライフライン施設応急対策計画	3-43
第30節(旧31節)	林野火災応急対策計画	3-47
第4章 災害復旧・復興計画		
第1節	公共施設等の災害復旧計画	4-1
第2節	生活の安定確保計画	4-3

- ・第3章第20節「生活必需品供給計画」の削除に伴う節番号のずれについてのみの修正については、新旧対照表の作成を省略する。
- ・誤字のみの修正については、新旧対照表の作成を省略する。
- ・盛岡地区広域行政事務組合が盛岡地区広域消防組合に名称変更となったことについては、新旧対照表の作成を省略する。

第1章 総則

第1章総則

頁	現計画	修正案																																												
7	<p>第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第1 (略)</p> <p>第2 1～4 (略) 5 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>東北農政局岩手農政事務所</td><td>農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整に関すること。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>盛岡地方気象台</td><td>(1)～(4) (略) (5) (略) (略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">6～7 (略)</td></tr> <tr> <td>8 公共団体その他防災上重要な施設の管理者</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会</td><td>災害ボランティアセンターの設置運営に関すること。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p> </td></tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	(略)		東北農政局岩手農政事務所	農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整に関すること。	(略)		盛岡地方気象台	(1)～(4) (略) (5) (略) (略)	6～7 (略)		8 公共団体その他防災上重要な施設の管理者		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会</td><td>災害ボランティアセンターの設置運営に関すること。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>		機関名	業務の大綱	社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置運営に関すること。	(略)		<p>第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第1 (略)</p> <p>第2 1～4 (略) 5 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>東北農政事務所</td><td>災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>盛岡地方気象台</td><td>(1)～(4) (略) (5) 災害の発生が予想されるときや災害の発生時において、県や市に対し、気象状況の推移の解説等を適宜行う (6) (略) (略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">6～7 (略)</td></tr> <tr> <td>8 公共団体その他防災上重要な施設の管理者</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会</td><td>災害ボランティアセンターの設置運営に関すること及びボランティア受入場所の開設調整に関すること。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p> </td></tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	(略)		東北農政事務所	災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡	(略)		盛岡地方気象台	(1)～(4) (略) (5) 災害の発生が予想されるときや災害の発生時において、県や市に対し、気象状況の推移の解説等を適宜行う (6) (略) (略)	6～7 (略)		8 公共団体その他防災上重要な施設の管理者		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会</td><td>災害ボランティアセンターの設置運営に関すること及びボランティア受入場所の開設調整に関すること。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>		機関名	業務の大綱	社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置運営に関すること及びボランティア受入場所の開設調整に関すること。	(略)	
機関名	業務の大綱																																													
(略)																																														
東北農政局岩手農政事務所	農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整に関すること。																																													
(略)																																														
盛岡地方気象台	(1)～(4) (略) (5) (略) (略)																																													
6～7 (略)																																														
8 公共団体その他防災上重要な施設の管理者																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会</td><td>災害ボランティアセンターの設置運営に関すること。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>		機関名	業務の大綱	社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置運営に関すること。	(略)																																								
機関名	業務の大綱																																													
社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置運営に関すること。																																													
(略)																																														
機関名	業務の大綱																																													
(略)																																														
東北農政事務所	災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡																																													
(略)																																														
盛岡地方気象台	(1)～(4) (略) (5) 災害の発生が予想されるときや災害の発生時において、県や市に対し、気象状況の推移の解説等を適宜行う (6) (略) (略)																																													
6～7 (略)																																														
8 公共団体その他防災上重要な施設の管理者																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会</td><td>災害ボランティアセンターの設置運営に関すること及びボランティア受入場所の開設調整に関すること。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>		機関名	業務の大綱	社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置運営に関すること及びボランティア受入場所の開設調整に関すること。	(略)																																								
機関名	業務の大綱																																													
社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置運営に関すること及びボランティア受入場所の開設調整に関すること。																																													
(略)																																														
修 正 理 由	業務内容の追加 農林水産省組織再編に伴う修正及び「緊急食料調達・供給体制整備要綱」に基づき農政局の役割を記載																																													

第1章総則

	現計画																																				
	第6節 盛岡市の概況																																				
11	<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 自然条件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象</p> <p>本市の気象は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>観測地点</th><th>平均気温 (°C)</th><th>最高気温 (°C)</th><th>最低気温 (°C)</th><th>最多風向</th><th>平均風速 (m/s)</th><th>年間降水量 (mm)</th><th>積雪日数</th><th>統計期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡</td><td>10.0</td><td>36.6</td><td>-16.2</td><td>南</td><td>2.8</td><td>1254.1</td><td>89</td><td>昭和46年 ～平成12年</td></tr> <tr> <td>好摩</td><td>9.4</td><td>36.0</td><td>-21.6</td><td>南</td><td>2.3</td><td>1131.6</td><td>-</td><td>昭和51年 ～平成12年</td></tr> <tr> <td>藪川</td><td>5.8</td><td>30.9</td><td>-27.6</td><td>西南西</td><td>1.5</td><td>1311.7</td><td>-</td><td>昭和51年 ～平成12年</td></tr> </tbody> </table> <p>注1 (略) <u>注2</u> (略) <u>注3</u> (略)</p> <p>第4 社会的条件</p> <p>1～2</p> <p>3 土地利用・都市基盤</p> <p>市域面積 88,647ha のうち、都市計画区域は 44,570ha で約 50% を占め、うち市街化区域が 5,269ha で、都市計画区域の 11.8%（市域の 5.9%）となっている。</p> <p>市街化区域のうち、住居系用途地域 4,013ha (76.2%)、商業系用途地域 673ha (12.8%)、工業系用途地域 583ha (11.0%) で、工業系用途地域の割合が小さい。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>市街地中心部へ流入する自動車交通の増大に伴い、2環状6放射の道路網の形成が進められつつあり、バスを中心とした公共交通網の整備をめざし、オムニバスタウンの指定を受け、都心循環バスや松園地区・都南地区・青山地区のゾーンバスが運行されている。</u></p> <p><u>下水道については、平成19年度末で92.6%（汚水処理人口普及率）となっている。</u></p>	観測地点	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	最多風向	平均風速 (m/s)	年間降水量 (mm)	積雪日数	統計期間	盛岡	10.0	36.6	-16.2	南	2.8	1254.1	89	昭和46年 ～平成12年	好摩	9.4	36.0	-21.6	南	2.3	1131.6	-	昭和51年 ～平成12年	藪川	5.8	30.9	-27.6	西南西	1.5	1311.7	-	昭和51年 ～平成12年
観測地点	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	最多風向	平均風速 (m/s)	年間降水量 (mm)	積雪日数	統計期間																													
盛岡	10.0	36.6	-16.2	南	2.8	1254.1	89	昭和46年 ～平成12年																													
好摩	9.4	36.0	-21.6	南	2.3	1131.6	-	昭和51年 ～平成12年																													
藪川	5.8	30.9	-27.6	西南西	1.5	1311.7	-	昭和51年 ～平成12年																													
修正理由																																					

頁	修正案																																				
	第6節 盛岡市の概況																																				
11	<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 自然条件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象</p> <p>本市の気象は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測地点</th><th>平均気温 (°C)</th><th>最高気温 (°C)</th><th>最低気温 (°C)</th><th>最多風向</th><th>平均風速 (m/s)</th><th>年間降水量 (mm)</th><th>積雪日数</th><th>統計期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡</td><td>10.2</td><td>36.4</td><td>-16.2</td><td>南</td><td>2.9</td><td>1266</td><td>88.2</td><td>昭和 56 年 ～平成 22 年</td></tr> <tr> <td>好摩</td><td>9.4</td><td>36.0</td><td>-21.6</td><td>南南西</td><td>2.4</td><td>1145.9</td><td>—</td><td>昭和 56 年 ～平成 22 年</td></tr> <tr> <td>藪川</td><td>6.0</td><td>31.5</td><td>-27.6</td><td>西南西</td><td>1.5</td><td>1366.6</td><td>—</td><td>昭和 56 年 ～平成 22 年</td></tr> </tbody> </table> <p>注1 (略) <u>(削除)</u></p> <p>注2 (略)</p> <p>第4 社会的条件</p> <p>1～2</p> <p>3 土地利用・都市基盤</p> <p>市域面積 88,647ha のうち、都市計画区域は 44,570ha で約 50% を占め、うち市街化区域が 5,266ha で、都市計画区域の 11.8%（市域の 5.9%）となっている。</p> <p>市街化区域のうち、住居系用途地域 3,986ha (75.7%)、商業系用途地域 682ha (13%)、工業系用途地域 598ha (11.3%) で、工業系用途地域の割合が小さい。</p> <p>(中略)</p> <p>一方、中心部については、市内が戦災を免れたことから、戦後の土地区画整理事業により整備された地区を除き、城下町特有の狭隘な道路で、多車線のネットワークが形成されていない状況となっている。</p> <p>汚水処理については、平成 22 年度末で 95.1%（汚水処理人口普及率）となっている。</p>	観測地点	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	最多風向	平均風速 (m/s)	年間降水量 (mm)	積雪日数	統計期間	盛岡	10.2	36.4	-16.2	南	2.9	1266	88.2	昭和 56 年 ～平成 22 年	好摩	9.4	36.0	-21.6	南南西	2.4	1145.9	—	昭和 56 年 ～平成 22 年	藪川	6.0	31.5	-27.6	西南西	1.5	1366.6	—	昭和 56 年 ～平成 22 年
観測地点	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	最多風向	平均風速 (m/s)	年間降水量 (mm)	積雪日数	統計期間																													
盛岡	10.2	36.4	-16.2	南	2.9	1266	88.2	昭和 56 年 ～平成 22 年																													
好摩	9.4	36.0	-21.6	南南西	2.4	1145.9	—	昭和 56 年 ～平成 22 年																													
藪川	6.0	31.5	-27.6	西南西	1.5	1366.6	—	昭和 56 年 ～平成 22 年																													
修正理由	時点修正																																				

第1章総則

頁	現計画	修正案																																																
15	<p>第7節 盛岡市の災害発生状況</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 その他の災害について</p> <p>1 土砂災害</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">盛岡市の既往土砂災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th><th>被害地域</th><th>災害種類</th><th>被害内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">昭和 54 年8月5 日</td><td>東桜山</td><td>崖崩れ</td><td>半壊家屋1戸</td></tr> <tr> <td>つつじが丘</td><td>がけ崩れ</td><td>家屋3戸に土砂流入</td></tr> <tr> <td>つなぎ</td><td>がけ崩れ</td><td>つなぎホテル大観</td></tr> <tr> <td>川目</td><td>がけ崩れ</td><td>半壊家屋1戸</td></tr> <tr> <td>東桜山</td><td>道路崩壊</td><td>崩壊土砂家屋1戸に流入</td></tr> </tbody> </table>	発生年月日	被害地域	災害種類	被害内容	昭和 54 年8月5 日	東桜山	崖崩れ	半壊家屋1戸	つつじが丘	がけ崩れ	家屋3戸に土砂流入	つなぎ	がけ崩れ	つなぎホテル大観	川目	がけ崩れ	半壊家屋1戸	東桜山	道路崩壊	崩壊土砂家屋1戸に流入	<p>第7節 盛岡市の災害発生状況</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 その他の災害について</p> <p>1 土砂災害</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">盛岡市の既往土砂災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th><th>被害地域</th><th>災害種類</th><th>被害内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">昭和 54 年8月5 日</td><td>東桜山</td><td>崖崩れ</td><td>半壊家屋1戸</td></tr> <tr> <td>つつじが丘</td><td>がけ崩れ</td><td>家屋3戸に土砂流入</td></tr> <tr> <td>つなぎ</td><td>がけ崩れ</td><td>つなぎホテル大観</td></tr> <tr> <td>川目</td><td>がけ崩れ</td><td>半壊家屋1戸</td></tr> <tr> <td>東桜山</td><td>道路崩壊</td><td>崩壊土砂家屋1戸に流入</td></tr> <tr> <td>平成 22 年 8 月 14 日</td><td>川目</td><td>宅地法面崩壊</td><td>家屋1戸土砂流入</td></tr> <tr> <td>平成 22 年 8 月 18 日</td><td>山岸</td><td>宅地法面崩壊</td><td>家屋1戸一部破損</td></tr> </tbody> </table>	発生年月日	被害地域	災害種類	被害内容	昭和 54 年8月5 日	東桜山	崖崩れ	半壊家屋1戸	つつじが丘	がけ崩れ	家屋3戸に土砂流入	つなぎ	がけ崩れ	つなぎホテル大観	川目	がけ崩れ	半壊家屋1戸	東桜山	道路崩壊	崩壊土砂家屋1戸に流入	平成 22 年 8 月 14 日	川目	宅地法面崩壊	家屋1戸土砂流入	平成 22 年 8 月 18 日	山岸	宅地法面崩壊	家屋1戸一部破損
発生年月日	被害地域	災害種類	被害内容																																															
昭和 54 年8月5 日	東桜山	崖崩れ	半壊家屋1戸																																															
	つつじが丘	がけ崩れ	家屋3戸に土砂流入																																															
	つなぎ	がけ崩れ	つなぎホテル大観																																															
	川目	がけ崩れ	半壊家屋1戸																																															
	東桜山	道路崩壊	崩壊土砂家屋1戸に流入																																															
発生年月日	被害地域	災害種類	被害内容																																															
昭和 54 年8月5 日	東桜山	崖崩れ	半壊家屋1戸																																															
	つつじが丘	がけ崩れ	家屋3戸に土砂流入																																															
	つなぎ	がけ崩れ	つなぎホテル大観																																															
	川目	がけ崩れ	半壊家屋1戸																																															
	東桜山	道路崩壊	崩壊土砂家屋1戸に流入																																															
平成 22 年 8 月 14 日	川目	宅地法面崩壊	家屋1戸土砂流入																																															
平成 22 年 8 月 18 日	山岸	宅地法面崩壊	家屋1戸一部破損																																															
	(以下略)	(以下略)																																																
修 正 理 由	災害の履歴を追記するもの																																																	

第2章 災害予防計画

第2章災害予防計画

頁	現計画	修正案
21	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市民に対する防災知識の普及</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 災害時における<u>心得及び避難方法</u></p> <p>エ～キ (略)</p> <p>4 児童、生徒に対する教育</p> <p>児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、関係職員、父母等に対し、災害時における避難等に関する知識の普及を図る。また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市民に対する防災知識の普及</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 災害時における<u>避難路の確認や持ち出し品の準備等避難時の心得及び避難方法</u></p> <p>エ～キ (略)</p> <p>4 児童、生徒に対する教育</p> <p>児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、関係職員、父母等に対し、<u>家族間で避難の仕方を決めておく等災害時における避難等に関する心得及び知識の普及を図る</u>。また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。</p> <p>(以下略)</p>
修 正 理 由	防災知識の普及事項として、避難の仕方や心得を追加するもの。	

第2章災害予防計画

頁	現計画	修正案
22	<p>第2節 自主防災組織等育成計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自主防災組織の活動</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 消火訓練, 避難訓練その他防災訓練の実施</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) 災害時の活動</p> <p>ア <u>地域内の被害状況等の情報収集</u></p> <p>イ <u>住民に対する避難勧告等の伝達及び確認</u></p> <p>ウ 避難誘導</p> <p>エ 出火防止及び初期消火</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第2節 自主防災組織等育成計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自主防災組織の活動</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 消火訓練, 避難訓練, <u>避難所運営訓練</u>その他防災訓練の実施</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) 災害時の活動</p> <p>ア <u>安否確認及び避難誘導</u></p> <p>イ <u>出火防止及び初期消火</u></p> <p>ウ <u>住民に対する避難勧告等の伝達, 確認</u></p> <p>エ <u>地域内の被害状況等の情報収集</u></p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(以下略)</p>
修正理由	自主防災組織の平常時の活動に、避難所運営訓練を追加 自主防災組織の災害時の活動について整理	

第2章災害予防計画

頁	現計画	修正案
25	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 訓練の企画及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域住民等の参加促進 自主防災組織、ボランティア団体、民間企業等の各種団体に参加を呼びかけるとともに、地域住民に対する防災知識の普及啓発や防災意識の高揚を図るため、また、自主防災組織の結成及び育成を促進するため、地域住民の積極的な参加を得て、次の点に留意した各種の訓練を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 訓練の企画及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域住民等の参加促進 自主防災組織、ボランティア団体、民間企業等の各種団体に参加を呼びかけるとともに、地域住民に対する防災知識の普及啓発や防災意識の高揚、<u>地域住民による自動的な訓練の促進</u>、自主防災組織の結成及び育成を推進するため、地域住民の積極的な参加を得て、次の点に留意した各種の訓練を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
修 正 理 由	住民自らによる自動的な訓練の実施について記載	

第2章災害予防計画

頁	現計画	修正案
28	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 避難計画</p> <p>(1) 指定避難場所, 広域避難場所及び収容避難場所（以下「避難場所等」という。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し, 次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 避難場所等の管理</p> <p>(ア) 管理責任者</p> <p>(イ) 職員の動員体制</p> <p>(ウ) 災害対策本部及び各避難所との連絡手段</p> <p>(エ) 食料, 生活必需品等の物資の調達方法</p> <p>(オ) 電気, ガス, 水道等が損壊した場合の復旧方法</p> <p>(カ) 医療機関との連携方法</p> <p>(キ) 避難収容中の秩序維持</p> <p>(ク) 避難者に対する災害情報の伝達</p> <p>(ケ) 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底</p> <p>(コ) 避難者に対する各種相談業務</p> <p>(シ) 自主避難者に対する各避難所の隨時開放体制</p>	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 避難計画</p> <p>(1) 指定避難広場, 広域避難広場及び収容避難場所（以下「避難場所等」という。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し, 次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 避難場所等の管理</p> <p>(ア) 管理責任者</p> <p>(イ) <u>管理運営体制</u></p> <p>(ウ) 職員の動員体制</p> <p>(エ) 災害対策本部及び各避難所との連絡手段</p> <p>(オ) 食料, 生活必需品等の物資の備蓄, 調達方法</p> <p>(カ) 電気, ガス, 水道等が損壊した場合の復旧方法</p> <p>(キ) 医療機関との連携方法</p> <p>(ク) 避難収容中の秩序維持</p> <p>(ケ) 避難者に対する災害情報の伝達</p> <p>(コ) 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底</p> <p>(シ) 避難者に対する各種相談業務</p> <p>(シ) 自主避難者に対する各避難所の隨時開放体制</p>
修 正 理 由	避難場所から避難広場に表記を修正し, 避難所の用途が分かりやすいうようにした。 管理運営体制を記載	

第2章災害予防計画

頁	現計画	修正案
28	<p>才 避難者に対する救援・救護措置</p> <p>(フ) 給水 (イ) 給食 (ウ) 暖房 (エ) <u>負傷者に対する応急救護</u> (オ) 生活必需品の支給 (カ) その他必要な措置</p> <p>カ～ケ (略)</p>	<p>才 避難者に対する救援・救護措置</p> <p>(フ) 給水 (イ) 給食 (ウ) 暖房 (エ) <u>医療・衛生・こころのケア</u> (オ) 生活必需品の支給 (カ) その他必要な措置</p> <p>カ～ケ (略)</p>
29	<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>避難手段は原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所等までの距離や災害時要援護者の有無などの実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策を講じる。</u></p> <p>(4) <u>避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、町内会、自治会、社会福祉施設等の職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。</u></p> <p>(5) <u>避難計画の作成にあたっては、夜間等様々な条件に配慮する。</u></p>
30	<p>2 (略)</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p> <p>(1) 避難場所等の確保</p> <p>避難場所等の確保は、次の事項に留意するとともに、施設の管理者の同意を得</p>	<p>2 (略)</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p> <p>(1) 避難場所等の確保</p> <p>避難場所等の確保は、次の事項に留意するとともに、施設の管理者の同意を得</p>
修 正 理 由	管理運営体制を記載 避難支援従事者の危険回避について記載を追加	

第2章災害予防計画

頁	現計画	修正案								
	て、地区ごとに確保する。	得て、地区ごとに確保する。 <u>この場合、過去の災害の状況や新たな知見を踏まえて、避難場所等に指定について必要に応じて隨時見直しを行う。</u>								
31	<table border="1"> <tr> <td>避難場所</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table> <p>(2) 避難場所の区分 ア 指定避難<u>場所</u>：(略) イ 広域避難<u>場所</u>：(略) ウ (略)</p> <p>(3) 避難場所等の選定 避難誘導等の災害応急対策を迅速かつ効果的に行うため、指定避難<u>場所</u>、広域避難場所、収容避難場所を次の6地区に区分して選定する。</p> <p>(4) 避難場所等の指定 ア 指定避難<u>場所</u> (略) イ 広域避難<u>場所</u> (略) ウ 収容避難場所 収容避難場所は、体育館、地区活動センターとする。</p>	避難場所	(略)	(略)		<table border="1"> <tr> <td>避難<u>広場</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table> <p>(2) 避難場所の区分 ア 指定避難<u>広場</u>：(略) イ 広域避難<u>広場</u>：(略) ウ (略) エ <u>福祉避難所</u>：避難者の中でも高齢者や障がいの方など特別な配慮を必要とする者に対して、特別な配慮をする避難所</p> <p>(3) 避難場所の選定等 避難誘導の災害応急対策を迅速かつ効果的に行うため、指定避難<u>広場</u>、広域避難<u>広場</u>、収容避難場所を次の6地区に区分して選定する。</p> <p>(4) 避難場所等の指定 ア 指定避難<u>広場</u> (略) イ 広域避難<u>広場</u> (略) ウ 収容避難場所 収容避難場所は、体育館、地区活動センター、老人福祉センター、公民館</p>	避難 <u>広場</u>	(略)	(略)	
避難場所	(略)									
(略)										
避難 <u>広場</u>	(略)									
(略)										
修 正 理 由	避難場所等について、隨時見直しを行うことを記載 避難所の区分を整理									

第2章災害予防計画

頁	現計画	修正案
	<p><u>また、災害時要援護者の収容避難場所は、老人福祉センター、公民館等とする。</u></p> <p>エ 前ウの収容避難場所には、避難生活に必要な物資を確保する。</p>	<p><u>等とする。避難の長期化が見込まれる場合、このうちの脳のある施設を災害時要援護者収容避難場所とする。</u></p> <p><u>エ 福祉避難所</u> <u>福祉避難所は、施設がバリアフリー化されているなど、災害時要援護者の利用に適しており、生活相談員などの確保が比較的容易である社会福祉施設等とする。</u></p> <p><u>なお、福祉避難所は災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、原則として最初から避難所として使用することはしない。</u></p> <p><u>オ 前ウの収容避難場所には、避難生活に必要な物資を確保する。</u></p>
2 (略)		2 (略)
3 避難場所の環境整備	<p>避難場所等は、次の事項に留意し、環境の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難勧告等を迅速に住民に伝達する手段の確保 (2) 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導ロープ等の設置 (3) 避難場所等での給水活動を行うために必要な資材の整備 (4) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備 (5) 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備 (6) 災害時要援護者に配慮した環境の整備 (7) 運営マニュアル等の作成 (8) 施設の区分及び運営体制の事前協議 (9) 施設・設備、周辺環境等の定期的な検 	<p>3 避難場所の環境整備</p> <p>避難場所等は、次の事項に留意し、環境の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難勧告等を迅速に住民に伝達する手段の確保 (2) <u>非常用電源の配備とその燃料備蓄</u> (3) 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導ロープ等の設置 (4) 避難場所等での給水活動を行うために必要な資材の整備 (5) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備 (6) 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備 (7) 災害時要援護者に配慮した環境の整備 (8) 運営マニュアル等の作成 (9) 施設の区分及び運営体制の事前協議 (10) 施設・設備、周辺環境等の定期的な検
修 正 理 由	福祉避難所について記載を追加	避難所に非常用電源の整備とその燃料備蓄について記載を追加

頁	現計画	修正案				
	<p>討</p> <p>(10) <u>避難の長期化に応じたプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備</u></p>	<p>討</p> <p>(11) <u>プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備</u></p> <p>(12) <u>避難の長期化に応じた入浴施設等の環境の整備</u></p>				
32	<p>第4 避難に関する広報</p> <p>市民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所等を示した防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用や講習会、防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して避難に関する広報活動を行い、市民に対する周知徹底を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>避難場所等 に関する事 項</td><td>1 避難場所等の名称、所在 地 2 避難場所等への経路 (略)</td></tr> </table>	避難場所等 に関する事 項	1 避難場所等の名称、所在 地 2 避難場所等への経路 (略)	<p>第4 避難に関する広報</p> <p>市民が的確な避難行動をとができるよう、平常時から、避難場所等を示した防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用や講習会、防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して避難に関する広報活動を行い、市民に対する周知徹底を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>避難場所等 に関する事 項</td><td>1 避難場所等の名称、所在 地 2 避難場所等の用途 3 避難場所等への経路 (略)</td></tr> </table>	避難場所等 に関する事 項	1 避難場所等の名称、所在 地 2 避難場所等の用途 3 避難場所等への経路 (略)
避難場所等 に関する事 項	1 避難場所等の名称、所在 地 2 避難場所等への経路 (略)					
避難場所等 に関する事 項	1 避難場所等の名称、所在 地 2 避難場所等の用途 3 避難場所等への経路 (略)					
	<p>第5 避難訓練の実施</p> <p>1 <u>災害時に住民が的確な避難行動をと ことができるよう意識高揚を図り、避難経 路や避難場所を住民自らが実際に確認す るよう指導するとともに、防災訓練の一環 として、又は単独で、避難訓練を実施する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>第5 避難訓練の実施</p> <p>1 <u>災害時に住民が的確な避難行動をと ができるよう意識高揚を図り、避難経 路や避難場所を住民自らが実際に確認し、 又は避難所の運営訓練を実施するよう督 励するとともに、防災訓練の一環として、 又は単独で、避難訓練を実施する。</u></p> <p>(以下略)</p>				
修 正 理 由	<p>避難の長期化に応じた環境整備を記載</p> <p>避難所の用途について周知を図ることを記載。</p> <p>住民自らによる避難所の運営訓練について記載を追加</p>					

第2章災害予防計画

頁	現計画	修正案
48	<p>第10節 ライフライン施設等安全計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 上水道施設 (略)</p> <p>1 施設の整備 (1) 施設等は、被災時の停電を考慮して、 <u>必要最小限な自家発電設備の整備を図る。</u> (2)～(5) (略)</p> <p>2 応急復旧体制の強化 (1) (略) (2) <u>水道災害対策マニュアル</u>の整備及び 管路図の整備等を実施し、定期的な見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第10節 ライフライン施設等安全計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 上水道施設 (略)</p> <p>1 施設の整備 (1) 施設等は、被災時の停電を考慮して、 <u>必要な自家発電設備の整備を図る。</u> (2)～(5) (略)</p> <p>2 応急復旧体制の強化 (1) (略) (2) <u>上下水道局災害対策マニュアル</u>の整備及び管路図の整備等を実施し、定期的な見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>
修 正 理 由	所要の修正	

頁	現計画	修正案
52	<p>第11節 生活関連物資等の確保計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 食料及び生活必需品の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>民間業者との協定締結の推進</u> <u>災害時における食料、生活必需品等を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、民間業者等と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期する。</u></p> <p>第4 備蓄管理体制の整備 <u>災害が発生した場合、迅速に対応できるよう、備蓄品を分散して備蓄するよう努めるとともに、隨時備蓄品の点検・整備を行う。また、耐用年数、賞味期限等のあるものは隨時入替えを行うなど、備蓄品の管理に努める。</u></p> <p>第5 市民における備蓄の推進 <u>1 市民は、食料等の救援が途絶した状況にも対応できるよう、家族構成を考慮し</u></p>	<p>第11節 生活関連物資等の確保計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 食料及び生活必需品の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>緊急調達体制の整備</u> (1) <u>他の市町村との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。</u> (2) <u>災害時における食料、生活必需品等を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、民間業者と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期する。また、被災者の情報入手の手段として新聞の調達にも努める。</u> (3) <u>物資集積拠点をあらかじめ定め、集積拠点における在庫管理、各避難所への輸送、配布を行う体制を整備する。</u></p> <p>第4 備蓄管理体制の整備 1 <u>災害が発生した場合、迅速に使用できるよう備蓄品を避難所等に分散して備蓄する。</u> 2 <u>隨時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限等あるものは、隨時入れ替えを行うなど、備蓄品の管理に努める。</u></p> <p>第5 市民等における備蓄の推進 1 <u>市民の役割</u> (1) <u>市民は食料等の救援が途絶した</u></p>
修 正 理 由	<p>緊急調達体制について記述を明記</p> <p>情報入手の手段として新聞の確保にも努めることを追加</p> <p>備蓄管理体制の記載の整理</p>	

第2章災害予防計画

頁	現計画	修正案
	<p><u>て最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常に持ち出しできる状態で備蓄するよう努める。また、避難するとき持ち出す生活用品についても合わせて準備しておくよう努める。</u></p> <p>2 <u>事業等は、災害発生に備えて、社員やその家族、地域住民も考慮しながら、食料、飲料水等の備蓄に努める。</u></p> <p>3 <u>市は、市民等が食料、飲料水、生活用品等の備蓄について自発的に取組むよう、啓発に努める。</u></p>	<p><u>状況にも対応できるよう、家族構成を考慮して最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常に持ち出しできる状態で備蓄するよう努める。</u></p> <p>(2) <u>食料のほかカセットコンロ等調理用の熱源、石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料等の備蓄に努める。</u></p> <p>(3) <u>避難の際に持ち出しする必要最小限の物品の準備を行うよう努める。</u></p> <p>2 <u>事業所の役割</u></p> <p>(1) <u>事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、地域住民を考慮しながら、食料、飲料水等の3日分程度の備蓄に努める。</u></p> <p>(2) <u>病院、社会福祉施設等は入院患者、入居者及び職員等が必要とする3日分程度の物資の備蓄に努める。</u></p> <p>3 <u>市の役割</u></p> <p><u>市は、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。</u></p>
修 正 理 由	備蓄に関して、市民、事業所、市の役割を明記	

第2章災害予防計画

頁	現計画	修正案
59	<p>14 節 雪害予防計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 道路交通の確保</p> <p>1 除雪対策</p> <p>(1) 除雪の実施</p> <p>各実施機関は次の区分により<u>除雪</u>を行い、交通を確保する。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市道—毎年度定める盛岡市<u>除雪</u>計画及び同実施要領によるものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>14 節 雪害予防計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 道路交通の確保</p> <p>1 除雪対策</p> <p>(1) 除雪の実施</p> <p>各実施機関は次の区分により<u>除排雪</u>を行い、交通を確保する。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市道—毎年度定める盛岡市<u>除排雪</u>計画及び同実施要領によるものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(以下略)</p>
修 正 理 由	所要の修正	

第2章災害予防計画

頁	現計画	修正案
71	<p>第17節 火災予防計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 消防力の充実強化 1～2 (略)</p> <p>3 消防施設の整備 (1)～(3) (略)</p>	<p>第17節 火災予防計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 消防力の充実強化 1～2 (略)</p> <p>3 消防施設の整備 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) ヘリコプターの離着陸場の確保</u> <u>ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。</u></p>
修 正 理 由	空中消火活動ができるよう、場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努めることを追加。	

第2章災害予防計画

頁	現計画	修正案
	第24節 防災活動体制の整備計画	第24節 防災活動体制の整備計画
85	第1 基本方針 市及び防災関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備など、関係機関と相互に連携しながら継続的な防災活動体制の整備に努める。	第1 基本方針 市及び防災関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備など、関係機関と相互に連携しながら継続的な防災活動体制の整備に努める <u>また、市及び防災関係機関は災害発生時の業務継続性の確保に努める。</u>
86	第2～第3 (略)	第2～第3 (略) <u>第4 業務継続性の確保</u> <u>市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画の策定に努める。</u>
87	第4・第5 (略) 第6 廃棄物処理体制の整備 1 防災対策 <u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合及び紫波、稗貫衛生処理組合は、廃棄物処理施設の耐震化及び不燃堅牢化を図るとともに、非常用自家発電設備等の整備、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水及び河川水の確保並びに廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄に努める。</u>	第5・第6 (略) <u>第7 廃棄物処理体制の整備</u> 1 防災対策 <u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、紫波、稗貫衛生処理組合、岩手・玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合は、廃棄物処理施設の耐震化及び不燃堅牢化を図るとともに、非常用自家発電設備等の整備、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水及び河川水の確保並びに廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄に努める。</u>
修正理由	業務継続性の確保について記載を行ったもの。 所要の追加	

頁	現計画	修正案
	<p>2 处理体制</p> <p><u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合及び紫波、稗貫衛生処理</u>は、適正に災害廃棄物の処理を行うための体制の整備に努める。</p> <p>市は、廃棄物処理に係る災害時応急対策を定めるとともに、必要な廃棄物処理が、<u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合及び紫波、稗貫衛生処理組合</u>の処理能力を超える場合又は廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町村及び廃棄物関係団体と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。(以下 略)</p> <p>3 災害時応急体制の整備</p> <p><u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合及び紫波、稗貫衛生処理組合</u>は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。</p> <p>(1) 緊急出動体制の整備</p> <p>ア <u>市及び盛岡・紫波地区環境施設組合</u>は、一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。</p> <p>イ <u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合及び紫波、稗貫衛生処理組合</u>は、収集運搬車両、清掃機器等を常時整備する。</p>	<p>2 处理体制</p> <p><u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、紫波、稗貫衛生処理組合、岩手玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合</u>は、適正に災害廃棄物の処理を行うための体制の整備に努める。</p> <p>市は、廃棄物処理に係る災害時応急対策を定めるとともに、必要な廃棄物処理が、<u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、紫波、稗貫衛生処理組合、岩手玉山環境組合及び盛岡北部行政事務組合</u>の処理能力を超える場合又は廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、<u>「一般廃棄物処理に係る災害相互応援協定」に基づき、近隣の市町村及び廃棄物関係団体と調整し、災害時の相互協力体制を整備する</u>。(以下 略)</p> <p>3 災害時応急体制の整備</p> <p><u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、紫波、稗貫衛生処理組合、岩手玉山環境組合、盛岡北部行政事務組合</u>は、廃棄物処理に係る災害応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。</p> <p>(1) 緊急出動体制の整備</p> <p>ア <u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合及び岩手玉山環境組合</u>は、一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。</p> <p>イ <u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、紫波、稗貫衛生処理組合及び盛岡北部行政事務組合</u>は、収集運搬車両、清掃機器等を常時整備する。</p>
修 正 理 由	所要の追加	

第2章災害予防計画

貢	現計画	修正案
	<p>ウ <u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合及び紫波、稗貫衛生処理組合は、廃棄物の収集及び処理に必要な人員、運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。</u></p> <p>(2) 災害時における応急体制の確保</p> <p>ア <u>市及び盛岡・紫波地区環境施設組合は、生活ごみ及び災害廃棄物の広域的な処理処分計画を作成する。</u></p> <p>イ <u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合及び紫波、稗貫衛生処理組合は、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の広域的な処理処分計画を作成する。</u></p>	<p>ウ <u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合、盛岡地区衛生処理組合、紫波、稗貫衛生処理組合、岩手玉山環境組合、盛岡北部行政事務組合は、廃棄物の収集及び処理に必要な人員、運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。</u></p> <p>(2) 災害時における応急体制の確保</p> <p>ア <u>市、盛岡・紫波地区環境施設組合及び岩手玉山環境組合は、生活ごみ及び災害廃棄物の広域的な処理処分計画を作成する。</u></p> <p>イ <u>市、盛岡地区衛生処理組合、紫波、稗貫衛生処理組合及び盛岡北部行政事務組合は、し尿及び災害廃棄物の広域的な処理処分計画を作成する。</u></p>
修 正 理 由		

第3章 災害応急対策計画

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案																																						
91	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 市の活動体制</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策に係る所掌事務を実施するため、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部の設置 (1)～(3) (略) (4) 関係各課の防災活動</p> <p>災害警戒本部の設置と並行し、関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="4">教育部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td><u>社会教育施設、社会体育施設等の被害情報の収集</u></td></tr> <tr> <td>歴史文化課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>玉山事務所課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	部	課	担当業務	(略)			教育部	(略)		生涯学習課	<u>社会教育施設、社会体育施設等の被害情報の収集</u>	歴史文化課	(略)	玉山事務所課	(略)	(略)			<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 市の活動体制</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策に係る所掌事務を実施するため、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部の設置 (1)～(3) (略) (4) 関係各課の防災活動</p> <p>災害警戒本部の設置と並行し、関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="5">教育部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td><u>社会教育施設の被害情報の収集</u></td></tr> <tr> <td>スポーツ振興課</td><td><u>社会体育施設の被害情報の収集</u></td></tr> <tr> <td>歴史文化課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	部	課	担当業務	(略)			教育部	(略)		生涯学習課	<u>社会教育施設の被害情報の収集</u>	スポーツ振興課	<u>社会体育施設の被害情報の収集</u>	歴史文化課	(略)	(削除)	(削除)	(略)		
部	課	担当業務																																						
(略)																																								
教育部	(略)																																							
	生涯学習課	<u>社会教育施設、社会体育施設等の被害情報の収集</u>																																						
	歴史文化課	(略)																																						
	玉山事務所課	(略)																																						
(略)																																								
部	課	担当業務																																						
(略)																																								
教育部	(略)																																							
	生涯学習課	<u>社会教育施設の被害情報の収集</u>																																						
	スポーツ振興課	<u>社会体育施設の被害情報の収集</u>																																						
	歴史文化課	(略)																																						
	(削除)	(削除)																																						
(略)																																								
修 正 理 由	所要の修正																																							

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案																								
124	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施機関（責任者） 〔市本部の担当〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>上下水道部</td><td>総務経営課</td><td><u>水道施設等の被害報告</u></td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集及び報告</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市本部長は、直接<u>速報</u>基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第1報については、県本部長のほかに、直接消防庁にも原則として30分以内に報告する。</p> <p>(以下略)</p>	部	課	担当業務	(略)			上下水道部	総務経営課	<u>水道施設等の被害報告</u>	(略)			<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施機関（責任者） 〔市本部の担当〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>上下水道部</td><td>総務経営課</td><td><u>上下水道施設等の被害報告</u></td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集及び報告</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市本部長は、直接<u>即報</u>基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第1報については、県本部長のほかに、直接消防庁にも原則として30分以内に報告する。</p> <p>(以下略)</p>	部	課	担当業務	(略)			上下水道部	総務経営課	<u>上下水道施設等の被害報告</u>	(略)		
部	課	担当業務																								
(略)																										
上下水道部	総務経営課	<u>水道施設等の被害報告</u>																								
(略)																										
部	課	担当業務																								
(略)																										
上下水道部	総務経営課	<u>上下水道施設等の被害報告</u>																								
(略)																										
修 正 理 由	所要の修正																									

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案																																																											
128	<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針 1～3 (略)</p> <p><u>4・5</u></p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td colspan="3">〔市本部の担当〕</td></tr> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">市民部</td> <td>市民活動推進課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr><td>国保年金課</td><td></td></tr> <tr><td>都南総合支所課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">建設部</td> <td>道路管理課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 広報活動</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 広報の方法</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ インターネット（ホームページ） により情報を提供する。</p> <p>(以下略)</p>	(略)			〔市本部の担当〕			部	課	担当業務	(略)			市民部	市民活動推進課	(略)	国保年金課		都南総合支所課	(略)	(略)			建設部	道路管理課	(略)	(略)		<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針 1～3 (略)</p> <p><u>4 情報通信事業者は、広報手段等に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に対する支援を行うよう努める。</u></p> <p><u>5・6 (略)</u></p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td colspan="3">〔市本部の担当〕</td></tr> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担当業務</th> </tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="4">市民部</td> <td>市民活動推進課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr><td>健康保険課</td><td></td></tr> <tr><td>医療助成年金課</td><td></td></tr> <tr><td>都南総合支所課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">建設部</td> <td>道路管理課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr><td>交通政策課</td><td></td></tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 広報活動</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 広報の方法</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ インターネット（ホームページ及び携帯端末に配信できるサービス） により情報を提供する。</p> <p>(以下略)</p>	(略)			〔市本部の担当〕			部	課	担当業務	(略)			市民部	市民活動推進課	(略)	健康保険課		医療助成年金課		都南総合支所課	(略)	(略)			建設部	道路管理課	(略)	交通政策課		(略)		
(略)																																																													
〔市本部の担当〕																																																													
部	課	担当業務																																																											
(略)																																																													
市民部	市民活動推進課	(略)																																																											
	国保年金課																																																												
	都南総合支所課	(略)																																																											
(略)																																																													
建設部	道路管理課	(略)																																																											
	(略)																																																												
(略)																																																													
〔市本部の担当〕																																																													
部	課	担当業務																																																											
(略)																																																													
市民部	市民活動推進課	(略)																																																											
	健康保険課																																																												
	医療助成年金課																																																												
	都南総合支所課	(略)																																																											
(略)																																																													
建設部	道路管理課	(略)																																																											
	交通政策課																																																												
(略)																																																													
修 正	情報通信事業者の協力義務を追加																																																												
理 由	携帯端末に配信できるサービスを追記 所要の修正																																																												

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
136	<p>第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送の対象</p> <p>(1) 市及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送業者等が保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 陸上輸送</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部における自動車輸送 (以下略)</p>	<p>第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送</p> <p>(1) 市及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送業者等<u>関係団体との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等</u>により、緊急輸送体制を整備する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 陸上輸送</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>燃料の確保</u> <u>市及び防災関係機関は、あらかじめ災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。</u></p> <p>(3) 災害対策本部における自動車輸送 (以下略)</p>
修 正 理 由	緊急輸送体制の確保のため、関係団体等の応援協定の締結について追加すること。 緊急輸送に係る燃料の確保について追記するもの	

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案																																																																			
149	<p>第11節 相互応援協力計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>社団法人岩手県トラック協会</td><td>救援物資及び被災者の輸送</td></tr> <tr> <td>(中略)</td><td></td></tr> <tr> <td>日本通運株式会社盛岡支店</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>[市本部の担当]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>保健福祉部</td><td>企画総務課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">建設部</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>交通政策課</td><td>救援物資等の緊急輸送に係る社団法人岩手県トラック協会及び赤帽岩手県軽自動車運送協同組合に対するあつせん要請</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	(略)		社団法人岩手県トラック協会	救援物資及び被災者の輸送	(中略)		日本通運株式会社盛岡支店		(略)		部	課	担当業務	(略)			保健福祉部	企画総務課	(略)	(略)			建設部	(略)	(略)	交通政策課	救援物資等の緊急輸送に係る社団法人岩手県トラック協会及び赤帽岩手県軽自動車運送協同組合に対するあつせん要請	(略)			<p>第11節 相互応援協力計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>社団法人岩手県トラック協会</td><td>物資及び被災者の輸送</td></tr> <tr> <td>(中略)</td><td></td></tr> <tr> <td>日本通運株式会社盛岡支店</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>[市本部の担当]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>保健福祉部</td><td>地域福祉課</td><td>義援金の募集等に係る関係団体との調整連絡</td></tr> <tr> <td></td><td>企画総務課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">建設部</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>交通政策課</td><td>物資等の緊急輸送に係る社団法人岩手県トラック協会及び赤帽岩手県軽自動車運送協同組合に対するあつせん要請</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	(略)		社団法人岩手県トラック協会	物資及び被災者の輸送	(中略)		日本通運株式会社盛岡支店		(略)		部	課	担当業務	(略)			保健福祉部	地域福祉課	義援金の募集等に係る関係団体との調整連絡		企画総務課	(略)	(略)			建設部	(略)	(略)	交通政策課	物資等の緊急輸送に係る社団法人岩手県トラック協会及び赤帽岩手県軽自動車運送協同組合に対するあつせん要請	(略)		
実施機関	担当業務																																																																				
(略)																																																																					
社団法人岩手県トラック協会	救援物資及び被災者の輸送																																																																				
(中略)																																																																					
日本通運株式会社盛岡支店																																																																					
(略)																																																																					
部	課	担当業務																																																																			
(略)																																																																					
保健福祉部	企画総務課	(略)																																																																			
(略)																																																																					
建設部	(略)	(略)																																																																			
	交通政策課	救援物資等の緊急輸送に係る社団法人岩手県トラック協会及び赤帽岩手県軽自動車運送協同組合に対するあつせん要請																																																																			
(略)																																																																					
実施機関	担当業務																																																																				
(略)																																																																					
社団法人岩手県トラック協会	物資及び被災者の輸送																																																																				
(中略)																																																																					
日本通運株式会社盛岡支店																																																																					
(略)																																																																					
部	課	担当業務																																																																			
(略)																																																																					
保健福祉部	地域福祉課	義援金の募集等に係る関係団体との調整連絡																																																																			
	企画総務課	(略)																																																																			
(略)																																																																					
建設部	(略)	(略)																																																																			
	交通政策課	物資等の緊急輸送に係る社団法人岩手県トラック協会及び赤帽岩手県軽自動車運送協同組合に対するあつせん要請																																																																			
(略)																																																																					
修正理由	義援金の募集に係る調整担当課の追加 所要の修正																																																																				

頁	現計画		修正案		
150	都市整備部	(略)	都市整備部	(略)	
	上下水道部	(略)	出納部	会計課	1 義援物資、 義援金の受 付情報の周 知 2 義援金の 受付及び出 納保管
		(略)	上下水道部	(略)	(略)
152	第3 実施要領 1 ~ 6 (略) 7 国内外からの義援物資及び義援金の受 入れ (1) 義援物資 ア 義援物資の受付 (ア) 市本部長は、送付された義援物 資を受け付け、被災者に配分するま で適切に保管する。 (イ) 受付けに当たっては、受付担当 窓口及び物資の集積場所をあらか じめ明示するとともに、被災地のニ ーズを確認し、受入れを希望する物 資及び希望しない物資を把握のう え、その内容を報道機関等を通じて 公表する。 (ウ) (略) (エ) (略)	第3 実施要領 1 ~ 6 (略) 7 国内外からの義援物資及び義援金の受 入れ (1) 義援物資 ア 義援物資の受付 (ア) 市本部長は大規模な災害が発生 し物資に不足が見込まれる場合は、 義援物資の募集を行う。 (イ) 受付けに当たっては、受付担当 窓口及び物資の集積場所をあらか じめ明示するとともに、被災地のニ ーズを確認し、受入れを希望する物 資及び希望しない物資を把握のう え、その内容を県に報告するととも に報道機関等を通じて公表する。 (ウ) (略) (エ) (略) (オ) 市本部長は、送付された義援物 資を受け付け、被災者に配分するま			
修 正 理 由	義援金、義援物資に関する記載の整理 義援物資の募集についての記載の明記				

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
153	<p>イ 配分</p> <p>県本部から送付された義援物資については、市本部長が被災者に配分する。</p> <p>(2) 義援金</p> <p>ア 義援金の受付</p> <p><u>市本部長は送付された義援金を受付け、被災者に配分するまでの間は適切に保管する。</u></p> <p>イ 配分</p> <p><u>義援金収集団体等から送付された義援金については、市本部長が被災者に配分する。</u></p>	<p><u>で適切に保管する。</u></p> <p>イ 配分</p> <p>県本部等から送付された義援物資については、市本部長が被災者に配分する。</p> <p><u>なお、県本部等からの義援物資の配分を受けるに当たっては、引渡しを受けれる場所を指定する。</u></p> <p><u>ウ 受付けの停止</u></p> <p><u>市本部長は、必要物資の十分な調達に見通しが立った時点において、義援物資の募集の停止をし、それを周知する。</u></p> <p>(2) 義援金</p> <p>ア 義援金の受付</p> <p>(ア) <u>市本部長は、大規模な災害等が発生した場合は、速やかに日本赤十字社岩手県支部等と義援金募集の実施について協議し、義援金収集団体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する</u></p> <p>(イ) <u>義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受付を開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。</u></p> <p>(ウ) <u>実施機関は、それぞれに送付された義援金を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。</u></p> <p>イ 配分</p> <p><u>受付けた義援金及び義援金収集団体から送付された義援金は、すべて被災者に配分し、その配分割合は義援金配分委員会において決定し、市本部長が配分する。</u></p>
修 正 理 由	義援物資の募集の停止についての記載の整理 義援金の募集の開始・受け付け・配分についての記載の整理	

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
	<p>災害時における応援要請系統図 (略)</p>	<p><u>(3) 海外からの支援の受入れ</u> <u>ア 市本部長は、県本部長等から海外からの義援物資受入れの連絡があつた場合は、県本部と連絡、調整を図りその受入態勢を整備する。</u> <u>イ 受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定時刻、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。</u></p>
修 正 理 由	海外からの支援があった場合の受入体制の整備について記載を整理	

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
153	<p>第12節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 1～3 (略)</p> <p>4 災害派遣の要請手続 (1) 災害派遣の要請 ア 市本部長及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が当該機関だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、自衛隊災害派遣要請書を提出する。</p> <p>(ア)～(エ) (略) イ～エ (略) (2)～(3) (略)</p> <p>[要請系統]</p> <pre> graph TD A[市本部長 (総務部長)] --- B[防災関係機関の長] style A fill:#fff,stroke:#000 style B fill:#fff,stroke:#000 A --- C["(略)"] </pre>	<p>第12節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 1～3 (略)</p> <p>4 灾害派遣の要請手続 (1) 灾害派遣の要請 ア 市本部長及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が当該機関だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、自衛隊災害派遣要請書を提出する。<u>この場合において、市本部長は災害派遣要請したこと及び市内の災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。</u> <u>通知をした場合においては、速やかにその旨を県本部長に報告する。</u></p> <p>(ア)～(エ) (略) イ～エ (略) (2)～(3) (略)</p> <p>[要請系統]</p> <pre> graph TD A[防衛大臣又は その指定する者] -- "(略)" --> B[市本部長 (総務部長)] B -- "(略)" --> C[防災関係機関の長] </pre>
修 正 理 由	災害対策基本法第68条の2の改正による修正	

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案												
158	<p>第13節 ボランティア活動計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>盛岡市社会福祉協議会</td><td>1 盛岡市災害ボランティアセンターの設置・運営 2～3 (略)</td></tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	(略)		盛岡市社会福祉協議会	1 盛岡市災害ボランティアセンターの設置・運営 2～3 (略)	<p>第13節 ボランティア活動計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>盛岡市社会福祉協議会</td><td>1 盛岡市災害ボランティアセンターの設置・運営及びボランティア受入れ場所の開設調整 2～3 (略)</td></tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	(略)		盛岡市社会福祉協議会	1 盛岡市災害ボランティアセンターの設置・運営及びボランティア受入れ場所の開設調整 2～3 (略)
実施機関	担当業務													
(略)														
盛岡市社会福祉協議会	1 盛岡市災害ボランティアセンターの設置・運営 2～3 (略)													
実施機関	担当業務													
(略)														
盛岡市社会福祉協議会	1 盛岡市災害ボランティアセンターの設置・運営及びボランティア受入れ場所の開設調整 2～3 (略)													
修 正 理 由	<p>※ 盛岡市災害ボランティセンターとは<u>関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整</u>、一般ボランティアの受入れ、派遣先の調整を行い、その設置・運営は盛岡市社会福祉協議会が中心となって行う。</p> <p>(以下略)</p>													

ページ調整

第3章災害応急対策計画

頁	現計画							
	第14節 災害救助法の適用計画							
	第1 (略)							
	第2 (略)							
163	第3 実施要領 1~3 (略)							
	4 救助の種類、程度、期間等							
	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考			
		(略)						
	応急仮設 住宅の供与	(略)	(1) (略) (2) 限度額 1戸当たり <u>2,366,000</u> 円以内とする。	(略)	(1) 基準面積は平均 1戸当たり 29.7 m^2 , <u>2,366,000</u> 円以内であればよい。 (2) (略) (3) (略)			
	炊出しその他による食品の給与	(1) (略) (2) (略) <u>(3) 床上浸水で自宅において自炊不可能な者</u>	(1) (略) (2) 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合 3 日分支給可 (大人、子供の差別なし)とする。	(略)	(略)			
	(略)							
164	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	(略)	(略)	(略)	(略)			
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算
	修正理由							

頁	修正案							
	第14節 災害救助法の適用計画							
	第1 (略)							
	第2 (略)							
163	第3 実施要領							
	1~3 (略)							
	4 救助の種類、程度、期間等							
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考				
(略)								
応急仮設 住宅の供 与	(略)	(1) (略) (2) 限度額1戸当たり <u>2,387,000</u> 円以 内とする。 (3) 同一敷地地内に <u>概ね50戸以上設置</u> <u>した場合は、集会等</u> <u>に利用するための</u> <u>施設を設置できる</u> <u>(規模・費用は別に</u> <u>定めるところによ</u> <u>る。)</u>	(略)	(1) 基準面積は平 均 1 戸当たり 29.7 m ² , <u>2,387,000</u> 円以 内であればよ い。 (2) (略) (3) (略) (4) 民間住宅の借 り上げによる 設置も対象と する。				
炊出しそ の他によ る食品の 給与	(1) (略) (2) (略) 削除	(1) (略) 削除	(略)	(略)				
(略)								
164	被服、寝 具その他 の生活必 需品の給 与又は貸 与	(略)	(略)	(略)	(略)			
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増す毎に加 算
修正 理由	所要の修正							

第3章災害応急対策計画

頁	現計画								
164		全壊 全焼 流出	夏 冬	17,300 28,600	22,300 37,000	32,800 51,600	39,300 60,100	49,800 75,900	7,300 10,400
		(略)							
	医療	(略)			(1) (略) (2) 病院又は診療所 …社会保険診療報 酬の額以内とする。 (3) (略)	(略)		(略)	
		(略)							
165	災害にか かった住 宅の応急 修理	住宅が半壊（焼） し、自らの資力に より応急修理をす ることができない 者	居室、炊事場及び 便所等日常生活に必 要最小限の部分と し、1世帯当たり <u>510,000円</u> 以内とす る。	(略)					
	<u>生業に必 要な資金 の貸与</u>	<u>1 住家が全壊、 全焼又は流失し、 生業の手段を失つ た世帯</u> <u>2 生業を営むた めに必要な機材、 器具又は資材等を 購入するための費 用に充てるための ものであって、生 業の見込みの具 体的計画があり、償 還能力のある者</u>	<u>1 生業費</u> <u>1 件当たり</u> <u>30,000円</u> <u>2 就職支度費</u> <u>1 件当たり</u> <u>15,000円</u>	<u>災害発生の日 から 1月以内</u>	<u>1 貸与期間</u> <u>2年以内</u> <u>2 利子</u> <u>無利子</u>				
	学用品の 給与	住 宅 の 全 壊 (焼), 半壊 (焼) 又は床上浸水によ	(1) (略) (2) 文房具及び通学 用品は、1人当たり	(略)	(略)				
	修正 理由								

第3章災害応急対策計画

頁	修正案							
164								
	全壊	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
	全焼 流出	冬	28,600	37,000	51,600	<u>60,400</u>	75,900	10,400
	(略)							
	医療	(略)	(1) (略) (2) 病院又は診療所 … <u>国民健康保険診</u> 療報酬の額以内と する。 (3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)							
	災害にか かった住 宅の応急 修理	(1) 住宅が半壊 (焼)し、自らの 資力により応急修 理をすことができ ない者 (2) <u>大規模な補修</u> <u>を行わなければ居</u> <u>住することが困難</u> <u>である程度に住家</u> <u>が半壊(焼)した</u> 者	居室、炊事場及び 便所等日常生活に必 要最小限の部分と し、1世帯当たり <u>520,000円</u> 以内とす る。	(略)	(略)	(略)	(略)	
165								
	(削除)							
	学用品の 給与	住 宅 の 全 壊 (焼), 半壊(焼) 又は床上浸水によ	(1) (略) (2) 文房具及び通学 用品は、1人当たり	(略)	(略)	(略)	(略)	
修正 理由	所要の修正							

第3章災害応急対策計画

頁	現計画			
165		<p>り、学用品を喪失又は毀損し、就学上就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）及び高等学校生徒（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）</p>	<p>金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円</p>	
	埋葬	(略)	<p>1人当たり大人（12歳以上）は、199,000円以内 小人（12歳未満）は159,200円以内</p>	(略)
			(略)	
166	障害物の除去	(略)	<p>1世帯当たり 137,500円以内とする。</p>	(略)
	実費弁償	(略)	<p>1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師</p>	(略)
修正理由				

第3章災害応急対策計画

頁	修正案			
165		り、学用品を喪失又は毀損し、就学上就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校生徒	次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	
	埋葬	(略)	1人当たり大人(12歳以上)は、 <u>201,000</u> 円以内 小人(12歳未満)は <u>160,800</u> 円以内	(略)
			(略)	
166	障害物の除去	(略)	1世帯当たり <u>134,200</u> 円以内とする。	(略)
	実費弁償	(略)	災害救助法第24条 第1項の規定により、 救助に関する業務に 従事させた都道府県 知事の総括する都道 府県の常勤の職員で	(略)
	修正理由	所要の修正		

頁	現計画		
		<p><u>及び看護師</u> <u>11,400円以内</u></p> <p><u>土木技術者及び建 築技術者</u> <u>17,200円以内</u></p> <p><u>大工、左官及びと び職</u> <u>20,700円以内</u></p>	
(略)	<p>当該地域における 慣行料金による実支 出額に100分の3を 加算した額以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>土木業者又は建築 業者及びこれらの者 の従業者</u> ・<u>鉄道事業者及びそ の従業者</u> ・<u>軌道経営者及びそ の従業者</u> ・<u>自動車運送事業及 びその従業者</u> ・<u>船舶運送業者及び その従業者</u> ・<u>港湾運送業者及び その従業者</u> 		
修正 理由			

第3章災害応急対策計画

頁	修正案		
		<p><u>当該業務に従事した 者に相当する者の給 与を考慮して定め る。</u></p>	
	(略)	<p>当該地域における 慣行料金による実支 出額に 100 分の 3 を 加算した額以内 <u>(以下削除)</u></p>	
修正 理由	所要の修正		

頁	現計画	修正案
167	<p>第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に避難のための立ち退き勧告及び指示のほか、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難誘導を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被災者の避難生活の場を確保するため、<u>避難場所</u>を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 避難勧告等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 避難の方法</p>	<p>第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に避難のための立ち退き勧告及び指示のほか、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、<u>避難支援従事者の安全を確保しながら避難誘導を行う</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被災者の避難生活の場を確保するため、<u>収容避難場所</u>（以下「<u>避難場所</u>」といふ。）を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>避難勧告等の発令にあたっては、日没等避難完了までの時間帯に考慮する。</u></p> <p>(カ) 避難勧告等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 避難の方法</p>
169	<p>修 正 理 由</p> <p>避難支援従事者の安全確保について記載を追加 避難方法についての記述の整理</p>	

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
169	<p>ア (略)</p> <p>イ 避難はできるだけ<u>自主防災組織を中心</u>に、一定の地域又は事業所単位ごとに集団で行う。</p> <p>(4) 避難の誘導</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 避難はできるだけ事業所、学校又は<u>自主防災組織を中心とした、一定の地域の単位ごとに状況に応じて適切な避難方法により行う。</u></p> <p>(4) 避難の誘導</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>避難誘導にあたっては、避難支援者は自らの安全を確保した上で行う。</u></p> <p>カ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。</p>
171	<p>2～3 (略)</p> <p>4 避難場所の開設及び運営</p> <p>(1) 避難場所の開設</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市本部長は、避難場所の設置に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等に配慮した環境の確保に努める。</p>	<p>2～3 (略)</p> <p>4 避難場所の開設及び運営</p> <p>(1) 避難場所の開設</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市本部長は、避難場所の設置に当たっては、<u>避難場所の管理者の協力を得るとともに</u>、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等に配慮した環境の確保に努める。</p>
172	<p>ウ</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 県本部長と協議し、<u>県有の施設</u>を避難場所とする。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>エ～オ</p> <p>(2) 避難場所の運営</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>ウ</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 県本部長と協議し、<u>県有の施設又は民間アパート等</u>を避難場所とする。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2) 避難場所の運営</p> <p>ア～ウ (略)</p>
修 正 理 由	避難所運営について施設管理者の協力を得ること及び避難者自身による運営を明記 民間アパートについても避難所として利用することを記載	

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
172	<p>エ 市本部長は、避難場所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。</p> <p>(ア) 避難者、住民組織、支援ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成。</p> <p>(イ) 生活相談、メンタルケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備</p> <p>(ウ) ホームヘルパー等による介護の実施</p> <p>(エ) 保健衛生の確保</p> <p>(オ) 避難場所のパトロールの実施等による安全の確保</p> <p>(カ) 可能な限りのプライバシーの確保及び男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮</p> <p>(キ) 応急仮設住宅や公営住宅の斡旋に努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用</p> <p>オ (略)</p>	<p>エ 市本部長は、避難場所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。</p> <p>(ア) 避難者、住民組織、支援ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成及び<u>被災者自らによる避難所運営の支援</u></p> <p>(イ) <u>物資の需要把握の体制整備</u></p> <p>(ウ) 生活相談、メンタルケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備</p> <p>(エ) ホームヘルパー等による介護の実施</p> <p>(オ) 保健衛生の確保</p> <p>(カ) 避難場所のパトロールの実施等による安全の確保</p> <p>(カ) 可能な限りのプライバシーの確保及び男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮</p> <p>(キ) 応急仮設住宅や公営住宅の斡旋に努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用</p> <p>オ (略)</p> <p>カ <u>避難場所の管理者は、市本部長から連絡が途絶し、指示を受け取ることができない場合は、指示を受け取れる状況になるまで、管理者の判断により避難所を運営する。</u></p> <p>キ <u>市本部長は、関係機関協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意するとともに、受入れに当たっては、次の措置をとるよう努める。</u></p> <p>(ア) <u>避難所内又はその近隣に、動物</u></p>
修正理由	市本部から避難所への連絡が途絶した場合の、施設管理者の独自の判断による運営の記載 帰宅困難者に対する支援を追加 避難者の愛玩動物の受入れについて留意することを記載	

頁	現計画	修正案
	(3) (略)	<p><u>の飼育が可能な場所を確保するよう努める。</u></p> <p>(1) <u>飼育者の氏名及び住所並びに動物の種類、数及び特徴を確認する。</u></p> <p>(2) <u>動物に関する情報収集及び情報発信を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>5 帰宅困難者対策</u></p> <p>(1) <u>市本部長は、災害の発生に伴い、通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、必要な情報の提供を行うなど、帰宅のための支援を行う。</u></p> <p>(2) <u>市本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への収容を行う。</u></p> <p><u>6 避難者以外の生活困難者に対する支援</u></p> <p>(1) <u>生活困難者の把握</u></p> <p><u>市本部長は、避難所以外にいる者で電気・ガス・水道の供給停止及び流通の途絶が継続することにより、物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「生活困難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。</u></p> <p>(2) <u>生活困難者に対する支援</u></p> <p>ア <u>市本部長は、市役所（支所、出張所等）における配布や生活困難者がいる集落又は避難所の巡回により、物資の支給を行う。</u></p> <p>イ <u>市本部長は、物資や食料の支給に</u></p>
修 理 由	生活困難者に対する支援を追加	

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
		当たっては、生活困難者に対し、支給日時、場所等について広報する。
修 正 理 由	生活困難者に対する支援を追加	

頁	現計画	修正案
177	<p>第16節 医療・保健計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 実施要領 1～5 (略)</p> <p>6 保健活動の実施 (1) 市本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、保健師（1名以上）及び栄養士（1名）による「保健活動班」を編成し、保健活動を行う。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 愛玩動物の救護対策 市本部長は、県と共同で、被災した愛玩動物の保護や適正な飼育に関し、次の救護対策を講じる。 (1) 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 (2) 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 (3) 飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 (4) 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。</p>	<p>第16節 医療・保健計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 実施要領 1～5 (略)</p> <p>6 保健活動の実施 (1) 市本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、保健師（1名以上）及び栄養士等（1名以上）による「保健活動班」を編成し、保健活動を行う。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 愛玩動物等の救護対策 市本部長は、県と共同で、被災した愛玩動物等の保護や適正な飼育に関し、次の救護対策を講じる。 (1) 被災地における動物の保護 ア 被災地の巡回や、住民から協力を得る等により、被災地に残された動物の把握を行う。 イ 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 ウ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 (2) 避難場所における愛玩動物の適正な飼養管理</p>
修 正 理 由	災害時においては連絡調整、物品調達・搬入等を緊急に必要とされ、事務職や運転技師の従事が望ましい場合があり、多様な職種編成とすることで臨機応変に対応できるため。	

頁	現計画	修正案
		<p><u>飼い主とともに避難した愛玩動物について、避難場所の管理者等や関係機関の協力を得ながら、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</u></p> <p><u>ア 愛玩動物を伴った被災者の把握及びとりまとめ</u></p> <p><u>イ 適正飼育の推進</u></p> <p>(ア) 各避難所における愛玩動物の飼育場所についての必要な助言を実施する。</p> <p>(イ) 適正な飼育方法についての指導及び助言を実施する。</p> <p><u>ウ 飼育補助対策</u></p> <p>(ア) ペットフードやペット飼育用品等の支援物資を配布する。</p> <p>(イ) 動物の病気に関する相談や措置について、獣医師会等に依頼を行う。</p> <p>(ウ) 飼育困難となった愛玩動物の譲渡や一時預かりについて、関係団体と連携し、個人からの支援の申し込みの調整や受け付けを行う。</p>
修 正 理 由	愛玩動物を避難所で受け入れた際の措置について記述を追加	

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案																														
179	<p>第17節 災害時要援護者の対応計画</p> <p>第1 基本方針 被災した乳幼児、高齢者、障がい者、妊娠産婦及び傷病者等の要援護者に対し、被災状況及び福祉要望の把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。</p> <p>第2 実施機関（責任者） (略) 〔市本部の担当〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健福祉部</td><td>障がい福祉課</td><td>1 要援護者の被災状況の把握 2 被災した要援護者への支援</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>教育部</td><td>(略) 玉山事務所 課</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	部	課	担当業務	保健福祉部	障がい福祉課	1 要援護者の被災状況の把握 2 被災した要援護者への支援			(略)	教育部	(略) 玉山事務所 課	(略)	<p>第17節 災害時要援護者の対応計画</p> <p>第1 基本方針 被災した乳幼児、高齢者、障がい者、妊娠産婦、傷病者及び外国人等の要援護者に対し、被災状況及び福祉要望の把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。</p> <p>第2 実施機関（責任者） (略) 〔市本部の担当〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民部</td><td>男女参画国際課</td><td>1 外国人の被災状況の把握 2 被災した外国人への支援</td></tr> <tr> <td>保健福祉部</td><td>障がい福祉課</td><td>1 要援護者（障がい者に限る。）の被災状況の把握 2 被災した要援護者（障がい者に限る。）への支援</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>教育部</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>(削除) (削除)</td></tr> </tbody> </table>	部	課	担当業務	市民部	男女参画国際課	1 外国人の被災状況の把握 2 被災した外国人への支援	保健福祉部	障がい福祉課	1 要援護者（障がい者に限る。）の被災状況の把握 2 被災した要援護者（障がい者に限る。）への支援			(略)	教育部	(略)	(略)			(削除) (削除)
部	課	担当業務																														
保健福祉部	障がい福祉課	1 要援護者の被災状況の把握 2 被災した要援護者への支援																														
		(略)																														
教育部	(略) 玉山事務所 課	(略)																														
部	課	担当業務																														
市民部	男女参画国際課	1 外国人の被災状況の把握 2 被災した外国人への支援																														
保健福祉部	障がい福祉課	1 要援護者（障がい者に限る。）の被災状況の把握 2 被災した要援護者（障がい者に限る。）への支援																														
		(略)																														
教育部	(略)	(略)																														
		(削除) (削除)																														
修正理由	災害時要援護者として外国人も対象とすることを明記 所要の修正																															

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
181	<p>第3 実施要領 1～2 (略)</p> <p>3 被災した要援護者の対策 (1)～(4) (略)</p>	<p>第3 実施要領 1～2 (略)</p> <p>3 被災した要援護者の対策 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 外国人に係る対策</u> <u>必要に応じて通訳を手配した上で、高 齢者、障がい者及び幼児・児童に係る 対策に準じて対策を講じる。</u></p>
修 正 理 由	災害時要援護者として外国人も対象とすることを明記 所要の修正	

ページ調整

頁	現計画																										
185	<p style="text-align: center;">第19節 食料供給計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>被災者等に対する食料を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者等の協力が得られる体制を整備し、食料の調達を図る。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">実施機関</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">市本部長</td> <td style="padding: 5px;">炊出しの実施及び食料の調達及び供与</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">陸上自衛隊岩手駐屯地部隊</td> <td style="padding: 5px;">災害派遣要請に基づく炊出し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">日本赤十字社岩手県支部</td> <td style="padding: 5px;">災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>[市本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">部</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">課</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">総務部</td> <td style="padding: 5px;">消防防災課</td> <td style="padding: 5px;">自衛隊の災害派遣要請</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">財政部</td> <td style="padding: 5px;">契約検査課</td> <td style="padding: 5px;">食料等の調達</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">保健福祉部</td> <td style="padding: 5px;">地域福祉課</td> <td style="padding: 5px;">災害救助法による食料供給事務の総括</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">農林部</td> <td style="padding: 5px;">農政課</td> <td style="padding: 5px;">米穀等主要食料の確保及び供給</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">業務課</td> <td style="padding: 5px;">青果及び水産物の調達の連絡調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 <u>食料の供与対象者</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>食料の供与は、次に掲げる者に対して行う。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>避難場所に収容された者及び避難場所に避難した者で食料の持ち合わせのない者</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>住家の被害が床下浸水であっても、炊事道具の流出等により、水や燃料が得られなくなり、炊事できない者</u></p> <p class="list-item-l1">(4) <u>旅館及びホテルの宿泊者、一般家庭の来訪者、列車の旅客等で、食料の持参又は調達ができない者（東日本旅客鉄道株式会社等において、必要な食料の供与を行う場合を</u></p>	実施機関	担当業務	市本部長	炊出しの実施及び食料の調達及び供与	陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	災害派遣要請に基づく炊出し	日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力	部	課	担当業務	総務部	消防防災課	自衛隊の災害派遣要請	財政部	契約検査課	食料等の調達	保健福祉部	地域福祉課	災害救助法による食料供給事務の総括	農林部	農政課	米穀等主要食料の確保及び供給		業務課	青果及び水産物の調達の連絡調整
実施機関	担当業務																										
市本部長	炊出しの実施及び食料の調達及び供与																										
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	災害派遣要請に基づく炊出し																										
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力																										
部	課	担当業務																									
総務部	消防防災課	自衛隊の災害派遣要請																									
財政部	契約検査課	食料等の調達																									
保健福祉部	地域福祉課	災害救助法による食料供給事務の総括																									
農林部	農政課	米穀等主要食料の確保及び供給																									
	業務課	青果及び水産物の調達の連絡調整																									
修正理由																											

頁	修正案																																	
185	<p style="text-align: center;">第19節 食料・生活必需品供給計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>被災者等に対する食料や被服、寝具等の生活必需品（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者等の協力が得られる体制を整備し、物資の調達を図る。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td>炊出しの実施及び食料の調達及び供与</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊岩手駐屯地部隊</td> <td>災害派遣要請に基づく炊出し</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社岩手県支部</td> <td>災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力</td> </tr> <tr> <td>社団法人岩手県高圧ガス保安協会</td> <td>プロパンガスの調達及び支給</td> </tr> </tbody> </table> <p>[市本部の担当]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>消防防災課</td> <td>自衛隊の災害派遣要請</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>契約検査課</td> <td>物資等の調達</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>医療助成年金課</td> <td>物資供給計画の総括</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td>災害救助法による物資供給事務の総括</td> </tr> <tr> <td>商工観光部</td> <td>商工課</td> <td>プロパンガスの調達及びあっせんの連絡調整</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林部</td> <td>農政課</td> <td>米穀等主要食料の確保及び供給</td> </tr> <tr> <td>業務課</td> <td>青果及び水産物の調達の連絡調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 <u>物資の支給対象者</u></p> <p>(1) <u>物資の支給は、次に掲げる者に対して行う。</u></p> <p>ア <u>避難所に収容された者及び避難所に避難した者で物資を持ち合わせることが不可能だった者</u></p> <p>イ <u>被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な物資を災害により喪失した者</u></p> <p>ウ <u>物資が無いため、日常生活を営むことが困難な者</u></p> <p>(2) <u>被災現場において防災活動に従事している者で、物資の供給を必要とする者</u></p>	実施機関	担当業務	市本部長	炊出しの実施及び食料の調達及び供与	陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	災害派遣要請に基づく炊出し	日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力	社団法人岩手県高圧ガス保安協会	プロパンガスの調達及び支給	部	課	担当業務	総務部	消防防災課	自衛隊の災害派遣要請	財政部	契約検査課	物資等の調達	市民部	医療助成年金課	物資供給計画の総括	保健福祉部	地域福祉課	災害救助法による物資供給事務の総括	商工観光部	商工課	プロパンガスの調達及びあっせんの連絡調整	農林部	農政課	米穀等主要食料の確保及び供給	業務課	青果及び水産物の調達の連絡調整
実施機関	担当業務																																	
市本部長	炊出しの実施及び食料の調達及び供与																																	
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	災害派遣要請に基づく炊出し																																	
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力																																	
社団法人岩手県高圧ガス保安協会	プロパンガスの調達及び支給																																	
部	課	担当業務																																
総務部	消防防災課	自衛隊の災害派遣要請																																
財政部	契約検査課	物資等の調達																																
市民部	医療助成年金課	物資供給計画の総括																																
保健福祉部	地域福祉課	災害救助法による物資供給事務の総括																																
商工観光部	商工課	プロパンガスの調達及びあっせんの連絡調整																																
農林部	農政課	米穀等主要食料の確保及び供給																																
	業務課	青果及び水産物の調達の連絡調整																																

頁	現計画
186	<p><u>除く。)</u></p> <p>(5) <u>被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、避難先等に到着するまでの間、食料の持ち合わせのない者</u></p> <p>(6) <u>在宅、社会福祉施設等の高齢者、障がい者等で、食料の供給を必要とする者</u></p> <p>(7) <u>被災現場において防災活動に従事している者で、食料の供給を必要とする者</u></p> <p>2 供給食料の種類等</p> <p><u>供給食料及び供給数量は、おおむね次の通りとする。</u></p> <p><u>なお、市本部長は、被災状況及び食料の調達の状況に応じて品目及び数量を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給することができる。</u></p> <p>(1) 供給食料の種類 （略）</p> <p>(2) 1人当たりの供給数量 （略）</p>
修正 理由	

頁	修正案																
186	<p><u>2 供給物資の種類</u></p> <p><u>(1) 食料の種類等</u></p> <p>ア <u>供給食料及び供給数量はおおむね次の通りとする。</u> <u>なお、市本部長は、被災状況及び食料調達の状況に応じて品目及び数量を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給することができる。</u></p> <p>(1) 供給食料の種類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>(1) 1人当たりの供給量</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>イ <u>発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べることができる食料を供給する。</u> ウ <u>避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材、調味料、燃料、調理器具等を供給する。</u> エ <u>食料の供給に当たっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。</u></p> <p>(2) 食料以外の物資の種類等</p> <p><u>食料以外の供給する物資の種類はおおむね次の通りとする。</u> <u>なお、被災状況や物資の調達の状況に応じ、品目を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給する。</u> また、高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">支 給 物 資</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">外 衣</td> <td style="padding: 5px;"><u>洋服、作業衣、子供服等</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">肌 着</td> <td style="padding: 5px;"><u>シャツ、パンツ等</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">寝 具</td> <td style="padding: 5px;"><u>タオルケット、毛布、布団等</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">身 回 品</td> <td style="padding: 5px;"><u>タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">炊 事 道 具</td> <td style="padding: 5px;"><u>なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">食 器</td> <td style="padding: 5px;"><u>はし、茶わん、皿等</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">日 用 品</td> <td style="padding: 5px;"><u>石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>修正 理由</p>	区分	支 給 物 資	外 衣	<u>洋服、作業衣、子供服等</u>	肌 着	<u>シャツ、パンツ等</u>	寝 具	<u>タオルケット、毛布、布団等</u>	身 回 品	<u>タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等</u>	炊 事 道 具	<u>なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等</u>	食 器	<u>はし、茶わん、皿等</u>	日 用 品	<u>石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等</u>
区分	支 給 物 資																
外 衣	<u>洋服、作業衣、子供服等</u>																
肌 着	<u>シャツ、パンツ等</u>																
寝 具	<u>タオルケット、毛布、布団等</u>																
身 回 品	<u>タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等</u>																
炊 事 道 具	<u>なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等</u>																
食 器	<u>はし、茶わん、皿等</u>																
日 用 品	<u>石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等</u>																

貢	現計画						
	<p>3 <u>食料の確保</u></p> <p>(1) <u>市本部長は、あらかじめ被災者に対する炊出しその他の食料の供給に係る調達計画を定める。</u></p> <p>(2) <u>市本部長は、被災者に対する食料供給が必要と認める場合は、「世帯構成員別被害状況を基準として、「食料購入（配分）計画表」を作成する。</u></p> <p>(3) <u>市本部長は、「食料購入（配分）計画表」に基づき、関係業者から購入するとともに、備蓄食料を供出し、必要とする食料を確保する。</u></p> <p>(4) <u>市本部長は、必要な食料の確保又は炊出しができない場合は、次の事項を明示し、県盛岡地方支部総務班長を通じて県本部長に応援要請する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">明示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">食料及び給食原材料等の調達又はあっせん要請</td> <td style="padding: 5px;">品目、数量、送付期日、場所、その他参考事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">炊出し要員等の応援要請</td> <td style="padding: 5px;">人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) <u>米穀については、次の方法により確保する。</u></p> <p>ア <u>米穀販売業者から購入の上確保する。</u></p> <p>イ <u>市本部長は、「応急配給に関する協定書」に基づき、米穀を確保する。</u></p> <p>ウ <u>調達した米穀が玄米である場合においては、卸売販売業者等に委託し、精米にして供給する。</u></p> <p>エ <u>市本部長は、食料の確保可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時ににおける供給協定の締結など、関係業者等の協力が得られる体制を整備する。</u></p>	区分	明示事項	食料及び給食原材料等の調達又はあっせん要請	品目、数量、送付期日、場所、その他参考事項	炊出し要員等の応援要請	人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項
区分	明示事項						
食料及び給食原材料等の調達又はあっせん要請	品目、数量、送付期日、場所、その他参考事項						
炊出し要員等の応援要請	人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項						
187	<p>食料の調達・供給系統図</p> <pre> graph TD PS[公的備蓄] --> MH[市本部長] GE[関係業者等] --> MH MH -- "協力要請" --> AM[応援協定市町村] MH -- "調達, あっせん要請" --> CBO[県盛岡地方支部] MH -- "自衛隊派遣要請" --> PH[県本部] AM -- "供給" --> MH </pre>						
修正 理由							

頁	修正案				
	<table border="1"> <tr> <td>光熱材料費</td><td>マッチ、ろうそく、木炭、灯油、プロパンガス等</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>新聞</td></tr> </table>	光熱材料費	マッチ、ろうそく、木炭、灯油、プロパンガス等	その他	新聞
光熱材料費	マッチ、ろうそく、木炭、灯油、プロパンガス等				
その他	新聞				
3	<p><u>3 物資の確保</u></p> <p>(1) <u>市本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認められる場合は、各避難所等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時算出する。</u></p> <p>(2) <u>市本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。</u></p> <p>(3) <u>市本部長は、必要な物資を調達できない場合は、県盛岡地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあっせんを要請する。</u></p> <p>(4) <u>自衛隊の保有する物資の無償貸付又は譲渡を要請する場合の手続きは、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。</u></p> <p>(5) <u>市本部長は、物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における供給協定の締結など、関係業者等の協力を得られる体制を整備する。</u></p>				
187	<p><u>物資の調達・供給系統図</u></p> <pre> graph TD PS[公的備蓄] --> CH[市本部長] R[関係業者等] --> CH SA[応援協定 市町村] --> CH CH --> SA CH --> PO[県盛岡地方支部] CH --> PG[県本部] SA --> CH PG --> PO PG --> CH CH --> PO CH --> PG </pre>				
修正 理由					

頁	現計画
	<p>4 食料の輸送及び保管</p> <p>(1) 市本部長は、あらかじめ公共施設等の中から<u>食料</u>の集積場所を選定する。</p> <p>(2) 県本部長があっせんした<u>食料</u>の輸送は、市本部長が行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市本部長は、<u>食料等の保管に当たっては、保管期間、場所、数量等に応じて警備員を配置し、又は警察機関及び消防機関に対して警備を要請するなど、事故防止の措置をとる。</u></p> <p>5 <u>食料の供給等</u></p> <p>(1) <u>市本部長は、あらかじめ食料供給の順位、範囲、炊出し方法等について定める。</u></p> <p>(2) <u>市本部長は、各避難場所等における食料の需給数量を的確に把握し、個々の世帯、避難場所等を巡回して食料を供給する。</u></p> <p>(3) <u>炊出しによる供給は、既設の食料施設又は仮設の供給施設を使用し、自ら行い、又は委託して行う。</u></p> <p>(4) <u>炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。</u></p> <p>(5) <u>防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、市本部長に対し、食料の供給に応援を求める。</u></p> <p>6 住民等への協力要請</p> <p>市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、<u>食料の供給等について協力を求める。</u></p> <p>7 <u>食料の需給調整</u></p> <p><u>市本部長は、必要な食料の品目及び数量を地区別及び避難場所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ支給する食料及びその基準数量を定めるとともに、食料の需給に関する情報収集に努める。</u></p>
188	<p>8 災害救助法を適用した場合の炊出しその他の食品の供与</p> <p>災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。</p>
修正 理由	

頁	修正案
	<p>4 <u>物資の輸送及び保管</u></p> <p>(1) 市本部長は、あらかじめ公共施設等の中から<u>物資</u>の集積場所を選定する。</p> <p>(2) 県本部長があっせんした<u>物資</u>の輸送は、市本部長が行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市本部長は、<u>物資等の保管に当たっては、必要に応じて警備員を配置するなど事故防止の措置をとる。</u></p>
	<p>5 <u>物資の供給等</u></p> <p>(1) <u>物資の支給</u></p> <p>ア <u>原則として物資は支給することとし、市本部長が指定したものに限り、貸与する。</u></p> <p>イ <u>物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、市役所（支所、出張所等）での配布や、個々の世帯又は避難所を巡回して実施する。</u></p> <p>(2) <u>食料の供給における留意事項</u></p> <p>ア <u>市本部長は、あらかじめ食糧供給の順位、範囲、炊出し方法等について定める。</u></p> <p>イ <u>炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、自ら行い、又は委託して行う。</u></p> <p>ウ <u>炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第12節自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。</u></p> <p>エ <u>防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、市本部長に対し、食料の供給について応援を求める。</u></p>
	<p>6 <u>住民等への協力要請</u></p> <p>市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、<u>物資の仕分け、支給等について協力を求める。</u></p>
188	<p>7 <u>物資の需給調整</u></p> <p>(1) <u>市本部長は、必要な物資の品目及び数量を地域別及び避難場所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集に努める。</u></p> <p>(2) <u>市本部長は、集積場所にある物資の在庫量を常時把握する。</u></p> <p>8 <u>災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与</u></p> <p>災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。</p>
修正 理由	<p>1 食料供給計画と生活必需品供給計画の内容がほぼ同じであることから統合を行うもの。</p> <p>2 食料及び物資の配分計画表を削除するもの。</p>

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
189	<p><u>第20節生活必需品供給計画</u></p> <p>第1～第3 (略)</p>	(削る。以下1節ずつ繰り上げ。)
修 正 理 由	生活必需品等供給計画への統合によるもの。	

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
193	<p>第21節 応急仮設住宅の建設及び応急修理計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 応急仮設住宅の建設</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市本部長は、災害救助法が適用されない規模においては、資材を調達し、応急仮設住宅を設置する。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の入居</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 県本部長は、市本部長の協力を得て、応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて、市本部長に委任することができる。</p>	<p>第20節 応急仮設住宅の建設及び応急修理計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 応急仮設住宅の建設</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市本部長は、災害救助法が適用されない規模においては、資材を調達し、応急仮設住宅を設置する。</p> <p><u>なお、資材の調達に当たっては、寒冷地であることを十分に考慮する。</u></p> <p>(5) 応急仮設住宅の入居</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>市本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、コミュニティの維持及び構築に配慮する。</u></p> <p>エ 県本部長は、市本部長の協力を得て、応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて、市本部長に委任することができる。</p>
修 正 理 由	仮設住宅の寒冷地対策に留意することを記載したもの。 仮設住宅の入居決定に当たっては、コミュニティの維持に配慮するよう記載を追加したもの。	

第3章 災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
199	<p>第23節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 基本方針 1～2 (略)</p> <p>3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物については、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護及び交通の確保等を図る。</p>	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 基本方針 1～2 (略)</p> <p>3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物については、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護及び交通の確保等を図る。</p> <p>4 <u>廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去ができるよう連携を図る。</u></p>
200	<p>第3 実施要領</p> <p>1 廃棄物処理 (1) (略) (2) 処理班の編成 市本部長は、被災地における清掃業務を円滑に行うため、次の班を編成する。 ア (略) <u>イ 三ツ割収集センター長</u> ————— (略) <u>ウ 門収集センター長</u> ————— (略) <u>エ・オ</u> (略)</p> <p>(3) 処理施設 ア (略) イ 盛岡市リサイクル事業所 (埋立) (4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 障害物除去 (1) 処理方法 ア (略)</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 (略) (1) (略) (2) 処理班の編成 市本部長は、被災地における清掃業務を円滑に行うため、次の班を編成する。 ア (略) (削除) <u>イ 収集センター所長</u> ————— (略) <u>ウ・エ</u> (略)</p> <p>(3) 処理施設 ア (略) イ 盛岡市リサイクルセンター (埋立) (4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 障害物除去 (1) 処理方法 ア (略)</p>
修正理由	廃棄物の処理及び障害物処理の実施機関は、連携を図るものとすること。 所要の修正	

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
	<p>イ 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。</p> <p>(ア) 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路及び集積場所にある障害物</p> <p>(以下略)</p>	<p>イ 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。</p> <p>(ア) 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所間の道路にある障害物</p> <p>(以下略)</p>
修 正 理 由	避難所までの物資輸送を円滑に行うため、避難所までの道路啓開を優先的に行うこと。	

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案																																				
211	<p>第 26 節 文教対策計画</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 実施機関 (責任者) 〔市本部の担当〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">教育部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>社会教育施設及び体育施設の応急対策の実施</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>玉山事務所 課</td><td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>※玉山総合事務所部及び玉山総合事務所課の担当業務は玉山区に関するものに限る。</p>	部	課	担当業務	(略)			教育部	(略)		生涯学習課	社会教育施設及び体育施設の応急対策の実施	(略)			玉山事務所 課	(略)		<p>第 25 節 文教対策計画</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 実施機関 (責任者) 〔市本部の担当〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>担当業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">教育部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>社会教育施設の応急対策の実施</td></tr> <tr> <td>スポーツ振興課</td><td>社会体育施設の応急対策の実施</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr> </tbody> </table> <p>※玉山総合事務所部の担当業務は玉山区に関するものに限る。</p>	部	課	担当業務	(略)			教育部	(略)		生涯学習課	社会教育施設の応急対策の実施	スポーツ振興課	社会体育施設の応急対策の実施	(略)				(削除)	(削除)
部	課	担当業務																																				
(略)																																						
教育部	(略)																																					
	生涯学習課	社会教育施設及び体育施設の応急対策の実施																																				
(略)																																						
玉山事務所 課	(略)																																					
部	課	担当業務																																				
(略)																																						
教育部	(略)																																					
	生涯学習課	社会教育施設の応急対策の実施																																				
スポーツ振興課	社会体育施設の応急対策の実施																																					
(略)																																						
	(削除)	(削除)																																				
修 正 理 由	所要の修正																																					

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案																															
220	<p>第29節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～2 (略)</p> <p>3 上下水道施設 [市本部の担当] <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">上下水道部</td> <td>料金課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道管路課</td> <td rowspan="5">水道施設の 応急復旧の 実施</td> </tr> <tr> <td>浄水課</td> </tr> <tr> <td>下水道整備 課</td> </tr> <tr> <td>下水道施設 管理課</td> </tr> <tr> <td>玉山事務所 課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3 1～2 (略)</p> <p>3 上水道施設 (1) 防災活動体制 ア 給水対策本部の設置 (ア) (略) (イ) 給水対策本部の編成に当たって</p> </p>	部	課	担当業務	(略)			上下水道部	料金課	(略)	水道管路課	水道施設の 応急復旧の 実施	浄水課	下水道整備 課	下水道施設 管理課	玉山事務所 課	<p>第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～2 (略)</p> <p>3 上下水道施設 [市本部の担当] <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">上下水道部</td> <td>料金課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>みず管理課</td> <td rowspan="5">水道施設の 応急復旧の 実施</td> </tr> <tr> <td>水道管路課</td> </tr> <tr> <td>浄水課</td> </tr> <tr> <td>下水道整備 課</td> </tr> <tr> <td>下水道施設 管理課</td> </tr> <tr> <td>玉山事務所 課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3 1～2 (略)</p> <p>3 上水道施設 (1) 防災活動体制 ア 上下水道局災害対策本部の設置 (ア) (略) (イ) 上下水道局災害対策本部の編成</p> </p>	部	課	担当業務	(略)			上下水道部	料金課	(略)	みず管理課	水道施設の 応急復旧の 実施	水道管路課	浄水課	下水道整備 課	下水道施設 管理課	玉山事務所 課
部	課	担当業務																															
(略)																																	
上下水道部	料金課	(略)																															
	水道管路課	水道施設の 応急復旧の 実施																															
	浄水課																																
	下水道整備 課																																
	下水道施設 管理課																																
	玉山事務所 課																																
部	課	担当業務																															
(略)																																	
上下水道部	料金課	(略)																															
	みず管理課	水道施設の 応急復旧の 実施																															
	水道管路課																																
	浄水課																																
	下水道整備 課																																
	下水道施設 管理課																																
玉山事務所 課																																	
修 正 理 由	上下水道局災害対策本部の設置に伴う所要の整理																																

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
	<p>は、夜間、休日等の緊急呼出しのほか、交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法について検討のうえ、適切な活動組織を整備する。</p> <p>(2) 情報連絡活動</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 通信手段 一般加入電話が使用できない場合の<u>給水対策本部内における連絡は、水道業務無線を用いて行う。</u></p> <p>(イ) 通信時期及び内容 給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた内容により行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 水道施設の応急復旧</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 連絡調整 各班に<u>水道部職員1名</u>を配置し、<u>給水対策本部との連絡調整を行う。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>4 下水道施設</p> <p>(1) 災害時の活動体制 <u>市本部長は、配備体制に基づいて関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し</u></p>	<p>に当たっては、夜間、休日等の呼出しのほか、交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法について検討のうえ、適切な活動組織を整備する。</p> <p>(2) 情報連絡活動</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 通信手段 一般加入電話が使用できない場合の<u>上下水道局災害対策本部内における連絡は、衛星携帯電話及び水道業務無線を用いて行う。</u></p> <p>(イ) 通信時期及び内容 <u>上下水道局災害対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた内容により行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 水道施設の応急復旧</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 連絡調整 各班に<u>上下水道局職員1名</u>を配置し、<u>上下水道局災害対策本部との連絡調整を行う。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>4 下水道施設</p> <p>(1) 災害時の活動体制</p> <p>ア <u>上下水道局災害対策本部の設置</u></p> <p>(ア) <u>市本部長は、災害が発生した場合</u></p>
修 正 理 由	上下水道局災害対策本部の設置に伴う所要の整理	

頁	現計画	修正案
	<u>て迅速に応急対策活動を実施する。</u>	<p><u>において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。</u></p> <p>(1) <u>上下水道局災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出しのほか、交通、通信機能の途絶においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織を整備する。</u></p> <p>イ <u>動員体制の確立</u></p> <p>(1) <u>市本部長は、災害時における下水道施設の被害の復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、担当業務をあらかじめ指定する。</u></p> <p>(1) <u>指名された職員は、勤務時間外において災害が発生した場合には、被害状況に応じて所属勤務所に自主参集の上、応急対策に従事する。</u></p> <p>ウ <u>関係機関及び関係業者との協力体制の確立</u></p> <p><u>市本部長は、あらかじめ復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。</u></p> <p>(2) <u>情報連絡活動</u></p> <p>ア <u>市本部長は、下水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。</u></p> <p>イ <u>市本部長は、下水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県</u></p>
修 正 理 由	上下水道局災害対策本部の設置に伴う所要の整理	

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案
	<p>(2) 応急対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 応急措置</p> <p>(ア) ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合は、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>(3) 下水道施設の応急復旧</p> <p>(略)</p> <p>ア 処理場等</p> <p>処理場及びポンプ場において、停電が発生した場合は、非常用発電機により排水機能を確保する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 災害広報</p> <p>(略)</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>本部長に報告する。</u></p> <p><u>(ア) 通信手段</u></p> <p><u>一般加入電話が使用できない場合の上下水道局災害対策本部における連絡は、衛星携帯電話及び水道業務用無線を用いて行う。</u></p> <p><u>(イ) 通信時期及び内容</u></p> <p><u>上下水道部災害対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた内容により行う。</u></p> <p><u>(3) 応急対策</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 応急措置</p> <p><u>(ア) ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合は、非常用発電機によって機能を確保し、排水及び処理不能の事態が起こらないよう対処する。</u></p> <p><u>(イ)～(ウ) (略)</u></p> <p><u>(4) 下水道施設の応急復旧</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p>ア 処理場等</p> <p>処理場及びポンプ場において、停電が発生した場合は、非常用発電機等により排水及び処理機能を確保する。</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(5) 道路管理者との連携</u></p> <p><u>市本部長は、各施設の復旧に当たり、道路管理者と相互に連携を図る。</u></p> <p><u>(6) 災害広報</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p>(以下略)</p>
修 正 理 由	上下水道局災害対策本部の設置に伴う所要の整理	

第3章災害応急対策計画

頁	現計画	修正案																																																
235	<p>第31節 林野火災応急対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施機関</p> <table border="1"> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td colspan="3">〔市本部の担当〕</td></tr> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>担当業務</th></tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="4">農林部</td><td>農政課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>林政課</td><td>1 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>2 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>3 (略)</td></tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> </table> <p>(以下略)</p>	(略)			〔市本部の担当〕			部	課	担当業務	(略)			農林部	農政課	(略)	林政課	1 (略)		2 (略)		3 (略)	(略)			<p>第30節 林野火災応急対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施機関</p> <table border="1"> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td colspan="3">〔市本部の担当〕</td></tr> <tr> <th>部</th><th>課</th><th>担当業務</th></tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="4">農林部</td><td>農政課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>林政課</td><td>1 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>2 (略)</td></tr> <tr><td></td><td>3 (削除)</td></tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> </table> <p>(以下略)</p>	(略)			〔市本部の担当〕			部	課	担当業務	(略)			農林部	農政課	(略)	林政課	1 (略)		2 (略)		3 (削除)	(略)		
(略)																																																		
〔市本部の担当〕																																																		
部	課	担当業務																																																
(略)																																																		
農林部	農政課	(略)																																																
	林政課	1 (略)																																																
		2 (略)																																																
		3 (略)																																																
(略)																																																		
(略)																																																		
〔市本部の担当〕																																																		
部	課	担当業務																																																
(略)																																																		
農林部	農政課	(略)																																																
	林政課	1 (略)																																																
		2 (略)																																																
		3 (削除)																																																
(略)																																																		
修 正 理 由	所要の修正																																																	

第4章 災害復旧・復興計画

頁	現計画	修正案																
246	<p>第1節 公共施設等の災害復旧計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害復旧事業計画 1~2 (略)</p> <p>3 公共施設等の災害復旧事業は、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 公共土木施設 災害復旧計画</td><td>ア～イ (略) ウ <u>下水道・公園公共土木施設災害復旧計画</u></td></tr> <tr> <td>(2)～(3) (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(4) <u>上水道施設災害復旧事業計画</u></td><td></td></tr> <tr> <td>(5)～(9) (略)</td><td></td></tr> </table> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 緊急融資等の確保 1～3 (略)</p> <p>4 地方債</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>単独災害復旧事業債</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>小災害債</u> (以下略)</p>	(1) 公共土木施設 災害復旧計画	ア～イ (略) ウ <u>下水道・公園公共土木施設災害復旧計画</u>	(2)～(3) (略)		(4) <u>上水道施設災害復旧事業計画</u>		(5)～(9) (略)		<p>第1節 公共施設等の災害復旧計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害復旧事業計画 1~2 (略)</p> <p>3 公共施設等の災害復旧事業は、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 公共土木施設 災害復旧計画</td><td>ア～イ (略) ウ <u>公園公共土木施設災害復旧計画</u></td></tr> <tr> <td>(2)～(3) (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(4) <u>上下水道施設災害復旧事業計画</u></td><td></td></tr> <tr> <td>(5)～(9) (略)</td><td></td></tr> </table> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 緊急融資等の確保 1～3 (略)</p> <p>4 地方債</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般単独災害復旧事業債</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>小災害復旧事業債</u> (以下略)</p>	(1) 公共土木施設 災害復旧計画	ア～イ (略) ウ <u>公園公共土木施設災害復旧計画</u>	(2)～(3) (略)		(4) <u>上下水道施設災害復旧事業計画</u>		(5)～(9) (略)	
(1) 公共土木施設 災害復旧計画	ア～イ (略) ウ <u>下水道・公園公共土木施設災害復旧計画</u>																	
(2)～(3) (略)																		
(4) <u>上水道施設災害復旧事業計画</u>																		
(5)～(9) (略)																		
(1) 公共土木施設 災害復旧計画	ア～イ (略) ウ <u>公園公共土木施設災害復旧計画</u>																	
(2)～(3) (略)																		
(4) <u>上下水道施設災害復旧事業計画</u>																		
(5)～(9) (略)																		
修 正 理 由	所要の修正																	

頁	現計画
	第2節 生活の安定確保計画
249	<p>第1 (略)</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1 り災証明書の発行要領</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) り災証明の対象</p> <p>り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。</p> <p><u>なお、家屋以外のものがり災した場合において必要があるときは、市長又は消防署長が行うり災届出証明で対応する。</u></p> <p>ア 全壊、流出、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水等</p> <p>イ 火災による全焼、半焼、水損等</p> <p>(3) り災証明を行う者</p> <p><u>り災証明は、市長又はり災家屋等の所在地を所管する消防署長が行うものとする。</u></p> <p>(4) り災証明書の発行</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>2～3 (略)</p>
250	<p>4 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア 災害救助法施行令（以下令という）に該当する被害が発生した市町村</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4) 支援金の支給対象</p> <p>支援金の支給対象は、支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯</p> <p>ア 住宅が「全壊」した世帯</p>
修正 理由	

頁	修正案
249	<p style="text-align: center;">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1 り災証明書</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>り災証明事項</u></p> <p>り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>ア <u>全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流出、床上浸水、床下浸水等</u> イ 火災による全焼、半焼、水損等</p> <p>(3) り災証明を行う者</p> <p>り災証明は、市長が行う。ただし、火災によるり災証明及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針によらない被害の証明は、対象となる家屋が所在する所轄の消防署長が行う。</p> <p>(4) り災証明書の発行</p> <p>ア (略) イ (略) ウ り災が確認できない場合、家屋以外のものがり災した場合は、り災者の届出に基づく「り災届出証明書」を発行する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア 災害救助法施行令（以下令という）<u>第1条第1項第1号又は第2号</u>のいずれかに該当する被害が発生した市町村 イ～ウ (略)</p> <p>(4) 支援金の支給対象</p> <p>支援金の支給対象は、支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯</p> <p>ア <u>住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じやむなく解体</u></p>
250	
修正理由	り災証明に関する記載事項の整理 所要の修正

頁	現計画								
	<p>イ <u>住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p>								
251	<p>(5) <u>支援金の申請から支給まで</u></p> <p>ア <u>住宅の被害の程度を確認する</u></p> <p>イ <u>住民票を取得する</u></p> <p>ウ <u>申請書を作成する</u></p> <p>エ <u>必要書類を用意する</u></p> <p>オ <u>地元の市役所又は町役場に申請する</u></p> <p>カ <u>支給金の支給</u></p>								
252	<p>5 住宅資金等の貸付</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 災害復興住宅資金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>根拠法令</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設</td> <td><u>住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)</u> 第</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸付対象	根拠法令			火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設	<u>住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)</u> 第		
貸付対象	根拠法令								
火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設	<u>住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)</u> 第								

頁	修正案								
251	<p>した世帯、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>イ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>ウ (削除)</p> <p>エ (削除)</p> <p>(5) 支給申請手続き</p> <p>支援金を申請する際には、支給申請書に次の書類を添付し市役所に申請する。</p> <p>① 基礎支援金</p> <p>ア 住民票（外国人世帯にあっては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書</p> <p>イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる、市町村が発行するり災証明書（住宅に半壊の被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体した場合も同様） ※ 長期避難世帯として認定された世帯は除く。</p> <p>ウ 預金通帳の写し（銀行、支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの） ※ 半壊解体・敷地被害解体した世帯は上記ア～ウに加えて次の書類を添付する。</p> <p>エ 住宅に半壊の被害又は住宅の敷地に被害を受け当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書 ※ 長期避難世帯として認定された世帯は次の書類を添付する。</p> <p>カ 長期避難世帯に該当する旨の市町村による証明書 (長期避難世帯に該当する場合)</p> <p>② 加算支援金</p> <p>建設・購入等に係る契約書の写し</p> <p>5 住宅資金の貸付</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害復興住宅資金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th><th>根拠法令</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設</td><td>独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17）</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	貸付対象	根拠法令			火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17）		
貸付対象	根拠法令								
火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17）								
252	<p>修正 理由</p> <p>所要の修正 支援金の申請手続きについて、記載を修正</p>								

頁	現計画			
252	<p>補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融公庫」から融資を受ける。</p> <p>1 建設等資金 (1) 住宅資金 <u>り災直前の建物の価格の 5割以上</u> <u>の被害を受けた場合</u> (2) (略) (3) (略)</p>	<p><u>17条第6項</u></p>	<p>1 住宅資金の融資 限度額 (1)・耐火 ・準耐火 ・木造(耐久性) <u>1,160万円</u> (2)・木造(一般) <u>1,100万円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 土地取得費の融資限度額 <u>770万円</u></p>	<p>1 (略) 2 (略) 3 利子 <u>年 2.0%</u> 4 償還方法 <u>元利金等毎月払い</u> 5 (略)</p>
	<p>2 購入資金 (1) 住宅資金 <u>り災直前の建物の価格の 5割以上</u> <u>の被害を受けた場合</u></p>		<p>1 新築家屋購入資金の融資限度額 (1)・耐火 ・準耐火 ・木造(耐久性) <u>1,160万円</u> (2)・木造(一般) <u>1,100万円</u></p> <p>2 中古住宅購入資金の融資限度額 (1)・耐火 ・準耐火 ・木造(耐久性) <u>860万円</u> (2)・木造(一般) <u>650万円</u></p> <p>3 土地取得費の融資限度額 <u>770万円</u></p>	<p>1 (略) 2 (略) 3 利子 <u>年 2.0%</u> 4 償還方法 <u>元利金等毎月払い</u> 5 (略)</p>
修正理由				

頁	修正案			
252	<p>補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設等資金 (1) 住宅資金 <u>住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合</u> (2) (略) (3) (略)</p>	<p>年 7月 6日 <u>法律 第 82号)</u></p>	<p>1 住宅資金の融資 限度額 (1)・耐火 • 準耐火 • 木造（耐久性） <u>1,460 万円</u> (2)・木造（一般） <u>1,400 万円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 土地取得費の融資限度額 <u>970 万円</u></p>	<p>1 (略) 2 (略) 3 利子 <u>変動金利型</u> 4 償還方法 <u>元利金等毎月払い</u> <u>又は元金均等毎月払い</u> 5 <u>(削除)</u></p>
	<p>2 購入資金 (1) 住宅資金 <u>住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合</u></p>		<p>1 新築家屋購入資金の融資限度額 (1)・耐火 • 準耐火 • 木造（耐久性） <u>1,460 万円</u> (2)・木造（一般） <u>1,400 万円</u></p> <p>2 中古住宅購入資金の融資限度額 (1)・耐火 • 準耐火 • 木造（耐久性） <u>1,160 万円</u> (2)・木造（一般） <u>950 万円</u></p> <p>3 土地所得費の融資限度額 <u>970 万円</u></p>	<p>1 (略) 2 (略) 3 利子 <u>変動金利型</u> 4 償還方法 <u>元利金等毎月払い</u> <u>又は元金均等毎月払い</u> 5 <u>(削除)</u></p>
修正理由	所要の修正			

頁	現計画			
253	3 補修等資金 (1)～(3) (略)		1～3 (略)	1 (略) 2 利子 年 2.0% 3 償還方法 元利均等毎月払い 4 (略)
修正 理由	(以下略)			

頁	修正案			
253	3 補修等資金 (1)~(3) (略)		1 ~ 3 (略)	1 (略) 2 利子 年 2.0% 3 償還方法 <u>元利均等毎月払い</u> <u>又は元金均等毎月払い</u> 4 (略)
(以下略)				
修正 理由	所要の修正			

地域防災計画修正に係る新旧対照表
(震災対策編)

目次	節名	頁
第1章 総則		
第7節	盛岡市の災害発生状況	1—1
第2章 災害予防計画		
第3節	防災訓練計画	2—11
第1章 第5節・第6節		
第2章 第1節・2節・4節・9節・10節・14節	19節	
第3章 第1節・4節・5節・6節・11節・12節・13節・14節・15節・16節・17節・19節	21節	
23節・26節・28節		
第4章 第1節・2節		
上記についても修正を実施するが、本編と同じ修正を実施するものであることから、新旧対照表の作成		
は省略する。		

第1章 総則

頁	現計画												
11	<p style="text-align: center;">第7節 盛岡市の災害発生状況</p> <p>第1 地震災害の履歴</p> <p>市で記録されている地震被害の事例は下表の<u>11</u>事例であり、震度が判明しているもののうち、震度5以上のものは<u>5</u>事例である。</p> <p style="text-align: center;">盛岡市で被害を及ぼした地震と被害内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事例番号</th> <th>発生年月日</th> <th>震度</th> <th>被害地域</th> <th>震央位置</th> <th>地震名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>被害状況は、物的被害と人的被害に別れ、物的被害は家屋の被害が中心であった。一方、人的被害が記録されている地震は、明治7年の地震、昭和43年の十勝沖地震、昭和62年の岩手県中部沿岸地震、平成15年の三陸南地震及び平成20年の岩手県沿岸北部地震である。</p> <p>表中のほとんどの地震は、震源位置が青森県東方沖及び宮城県沖などの太平洋の海底で、いわゆる海溝型の地震である。</p> <p>また、内陸型地震である事例番号4の地震（陸羽地震）発生時に、千屋断層（秋田県内）と川舟断層（岩手県内）が生じ多数の家屋が倒壊した。</p> <p>なお、上記以外で被害の発生はなかったものの、市内で震度5以上を観測した地震としては、平成6年12月28日の三陸はるか沖地震と、平成7年1月7日に発生したその余震がある。</p>	事例番号	発生年月日	震度	被害地域	震央位置	地震名称	(略)					
事例番号	発生年月日	震度	被害地域	震央位置	地震名称								
(略)													
修正理由													

頁	修正案																								
11	<p style="text-align: center;">第7節 盛岡市の災害発生状況</p> <p>第1 地震災害の履歴</p> <p>市で記録されている地震被害の事例は下表の<u>15</u>事例であり、震度が判明しているもののうち、震度5以上のものは<u>7</u>事例である。</p> <p style="text-align: center;">盛岡市で被害を及ぼした地震と被害内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事例番号</th> <th>発生年月日</th> <th>震度</th> <th>被害地域</th> <th>震央位置</th> <th>地震名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td align="center"><u>14</u></td><td>平成23年(2011)年3月 <u>11日</u></td><td align="center"><u>5強</u></td><td>負傷8名 半壊家屋8件、一</td><td align="center">三陸沖</td><td align="center">東北地方 太平洋沖</td></tr> <tr> <td align="center"><u>15</u></td><td>平成23年(2011)年4 <u>月7日</u></td><td align="center"><u>5弱</u></td><td>部損壊家屋545 件、その他施設被 害多数</td><td align="center">三陸沖</td><td align="center">14の余震</td></tr> </tbody> </table> <p>被害状況は、物的被害と人的被害に別れ、物的被害は家屋の被害が中心であった。一方、人的被害が記録されている地震は、明治7年の地震、昭和43年の十勝沖地震、昭和62年の岩手県中部沿岸地震、平成15年の三陸南地震、平成20年の岩手県沿岸北部地震及び平成23年の東北地方太平洋沖地震である。</p> <p>表中のほとんどの地震は、震源位置が青森県東方沖、宮城県沖及び三陸沖などの太平洋の海底で、いわゆる海溝型の地震である。</p> <p>また、内陸型地震である事例番号4の地震（陸羽地震）発生時に、千屋断層（秋田県内）と川舟断層（岩手県内）が生じ多数の家屋が倒壊した。</p> <p>なお、上記以外で被害の発生はなかったものの、市内で震度5以上を観測した地震としては、平成6年12月28日の三陸はるか沖地震と、平成7年1月7日に発生したその余震がある。</p>	事例番号	発生年月日	震度	被害地域	震央位置	地震名称	(略)						<u>14</u>	平成23年(2011)年3月 <u>11日</u>	<u>5強</u>	負傷8名 半壊家屋8件、一	三陸沖	東北地方 太平洋沖	<u>15</u>	平成23年(2011)年4 <u>月7日</u>	<u>5弱</u>	部損壊家屋545 件、その他施設被 害多数	三陸沖	14の余震
事例番号	発生年月日	震度	被害地域	震央位置	地震名称																				
(略)																									
<u>14</u>	平成23年(2011)年3月 <u>11日</u>	<u>5強</u>	負傷8名 半壊家屋8件、一	三陸沖	東北地方 太平洋沖																				
<u>15</u>	平成23年(2011)年4 <u>月7日</u>	<u>5弱</u>	部損壊家屋545 件、その他施設被 害多数	三陸沖	14の余震																				
修正理由	東北地方太平洋沖地震についての記載の追加																								

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

頁	現計画	修正案
25	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 訓練の企画及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域住民等の参加促進 自主防災組織、ボランティア団体、民間企業等の各種団体に参加を呼びかけるとともに、地域住民に対する防災知識の普及啓発や防災意識の高揚を図るため、また、自主防災組織の結成及び育成を促進するため、地域住民の積極的な参加を得て、次の点に留意した各種の訓練を実施する。</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 訓練の企画及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域住民等の参加促進 自主防災組織、ボランティア団体、民間企業等の各種団体に参加を呼びかけるとともに、地域住民に対する防災知識の普及啓発や防災意識の高揚、<u>地域住民による自主的な訓練の促進</u>、自主防災組織の結成及び育成を推進するため、地域住民の積極的な参加を得て、次の点に留意した各種の訓練を実施する。</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p><u>(7) 地震発生時の対応の習熟</u> <u>訓練の実施に当たっては、緊急地震速報に関する訓練を取り入れるなど、地震発生時の対応習熟を図るよう努める。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(以下略)</p>
修 正 理 由	住民自らによる自主的な訓練の実施について記載 地震発生時の対応の習熟について記載を追加	